

調査報告書

令和5年2月

国有財産台帳の価格改定にかかる時価倍率の調査



一般財団法人 日本不動産研究所

発行番号 研公コ第06308号
発行日付 令和5年2月3日

支出負担行為担当官
財務省大臣官房会計課長様

東京都港区虎ノ門一丁目3番1号
発行者 一般財団法人 日本不動産研究所
理事長 宮内 豊

[目 次]

I. 調査目的	1
II. 調査内容.....	1
1. 調査概要.....	1
2. 調査項目.....	1
3. 調査期間.....	2
4. 調査手順.....	3
III. 調査結果.....	5
1. 宅地.....	7
2. 農地.....	16
3. 山林.....	19
4. 原野等、雜種地.....	22
5. 立木竹、地役権、鉱業権.....	25

< 付 属 資 料 >

1. 地価公示と都道府県地価調査
2. 地価公示と都道府県地価調査に基づく地価動向の特徴
3. 地目の認定（固定資産評価基準、不動産登記、財産評価基本通達）
4. 地目別の評価（固定資産評価基準、財産評価基本通達）

< 別 添 資 料 >

時価倍率表

I. 調査目的

本調査は、国有財産法施行令第23条に基づき毎会計年度末（毎年3月31日現在）の現況において行うこととしている国有財産の台帳価格の改定を実施するために必要となる、前回（令和4年3月31日時点）の改定価格（あるいは取得価格）を令和5年3月31日時点の時価に換算するための時価倍率の指數を作成することを目的とする。

II. 調査内容

1. 調査概要

台帳価格の改定は、土地（宅地、農地、山林、原野等・雑種地のうち相続税評価方式によらないもの）、立木竹、地役権、鉱業権の評価については、前回の改定価格（あるいは取得価格）にそれぞれ時価の変動を表した時価倍率を乗じて算出することとされている。

そのため、使用する時価倍率の指數は、前回の価格改定価格（あるいは取得価格）を令和5年3月31日時点の時価に換算するための指數であり、区分・種目ごとの価格変動等を適切に捉えている必要があることから、適切な時価倍率算定の方法・考え方により、適切に時価倍率の算定を行う。

2. 調査項目

(1) 宅地の時価倍率調査

宅地の時価倍率調査の作成方法及び考え方等を記載して、1ヵ年間の変動率の予測を行い、令和3年度末（令和4年3月31日現在）価額を1.00とした指數を作成する。

作成単位は、東京区部及び政令指定都市（以下「政令指定都市等」という。）については用途地域と指定容積率を細分した単位で、その他の市町村は用途地域をもとに住宅地、商業地、工業地の単位で作成した。

令和4年3月31日時点の1,741市区町村（東京都特別区を含む）を前提に作成した。

なお、時価倍率査定に際し、下記の点に留意した。

- ①地価公示及び都道府県地価調査の公示価格、調査価格並びに相続税路線価格、固定資産税路線価などの公的評価制度の活用等について明確に記載した。また、公的評価制度を活用しない場合は、その理由等を明確に記載した。
- ②公的評価制度を活用する場合、地域によっては価格がない場合や、地点数が少ない場合があるが、その際の取扱いについても明確に記載した。
- ③独自の調査結果や他の資料等をもとに検討を行う場合には、調査方法やその信頼性等について明確に記載した。

(2) 農地の時価倍率調査

農地の時価倍率調査の作成方法及び考え方等を記載して、1カ年間の変動率の予測を行い、令和3年度末（令和4年3月31日現在）価額を1.00とした指數を作成する。

作成単位は田と畠を区分し、47都道府県毎に作成した。

(3) 山林の時価倍率調査

山林の時価倍率調査の作成方法及び考え方等を記載して、1カ年間の変動率の予測を行い、令和3年度末（令和4年3月31日現在）価額を1.00とした指數を作成する。

作成単位は用材林地と薪炭林地を区分し、47都道府県毎に作成した。

(4) 原野等、雑種地の時価倍率調査

原野等、雑種地の時価倍率調査の作成方法及び考え方等を記載して、1カ年間の変動率の予測を行い、令和3年度末（令和4年3月31日現在）価額を1.00とした指數を作成する。

作成単位は原野等と雑種地を区分し、47都道府県毎に作成した。

(5) 立木竹、地役権、鉱業権の時価倍率調査

立木竹、地役権、鉱業権の時価倍率調査の作成方法及び考え方等を記載して、1カ年間の変動率の予測を行い、令和3年度末（令和4年3月31日現在）価額を1.00とした指數を作成する。

作成単位は立木竹を一括りとし、地役権と鉱業権を区分し、全国一律の指數を作成した。

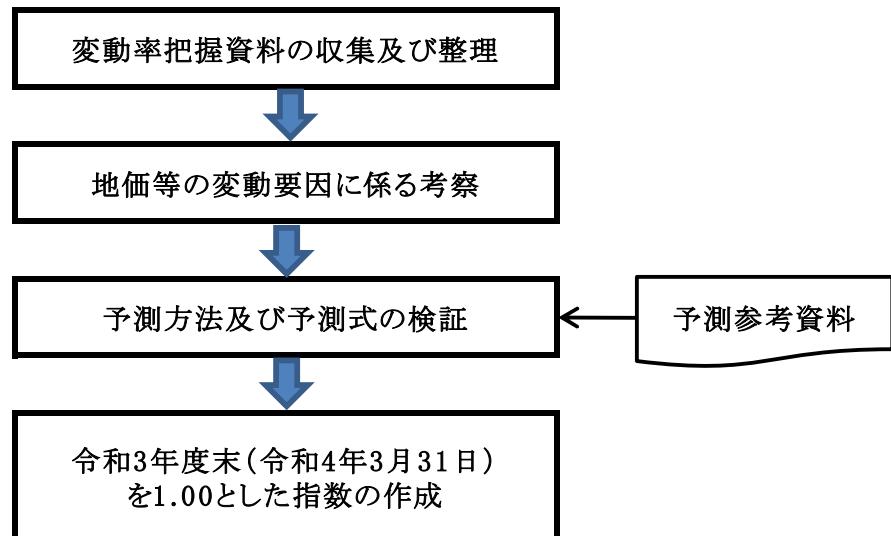
仕様書には、特記事項として「(6)東日本大震災にかかる影響については、実現可能な調査の上、時価倍率に反映すること。」とされているため、原子力発電所の事故により「帰還困難区域、避難指示解除準備区域」が設定され、地価変動の把握が困難な2町（大熊町・双葉町）について時価倍率を「0000（ゼロ）」とした。

3. 調査期間

令和4年10月7日～令和5年2月3日

4. 調査手順

以下の手順にしたがって調査を行った。



調査項目ごとに用いる主な資料は下記のとおりである。

調査項目	変動率把握資料	予測参考資料
宅地	地価公示、都道府県地価調査	市街地価格指数 主要都市の高度利用地地価動向報告 (地価LOOKレポート) 令和4年地価公示・都道府県地価調査結果の概要
農地	田畠価格及び賃借料調	同左の過去の推移及び調査結果の概要
山林	山林素地及び山元立木価格調	同左の過去の推移及び調査結果の概要
原野等、雑種地	山林素地及び山元立木価格調	同左の過去の推移及び調査結果の概要
立木竹	山林素地及び山元立木価格調、企業物価指標	同左の過去の推移
地役権	都道府県地価調査、市街地価格指数	同左の過去の推移
鉱業権	企業物価指標	同左の過去の推移

調査項目ごとの作成単位及び電子媒体とするための区分コードは下記のとおりである。

利用地目	区分			コード
宅地	政令指定都市等	住宅地	1・2低層	第1種・第2種低層住居専用地域
			1・2中高層	第1種・第2種中高層住居専用地域
			1・2住居	第1種・第2種住居地域
		商業地	商業400%未満	準住居地域、近隣商業地域、商業地域のうち、指定容積率が400%未満の地域
			商業400・500%	準住居地域、近隣商業地域、商業地域のうち、指定容積率が400%以上600%未満の地域
			商業600・700%	商業地域のうち指定容積率が600%以上800%未満の地域
			商業800%以上	商業地域のうち指定容積率が800%以上の地域
		工業地	準工業	準工業地域
			工業・工専	工業地域及び工業専用地域
		その他の市町村	住宅地	第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域
			商業地	準住居地域、近隣商業地域、商業地域
			工業地	準工業地域、工業地域、工業専用地域
農地	都道府県	田地		04
		畠地		05
山林		用材林地		06
		薪炭林地		07
原野等、雜種地		原野等		08
		雜種地		09
立木竹	全国			
地役権				
鉱業権				

なお、田園住居地域については、第一種低層住居専用地域とみなすものとする。

III. 調査結果

価格改定に係る国有財産の内容を直近の財政金融統計月報によって概観する。

- ・国有財産を会計別（図表-1）に見ると、

土地面積は「一般会計の行政財産・森林経営用財産」が約97%とほとんどを占め、価格は「一般会計の行政財産・公用財産」が約56%、「一般会計の普通財産」が約25%を占めている。

- ・行政所管別（図表-2）に見ると、

土地面積は「農林水産省 林野庁」が断然多く、価格では「防衛省」が多くを占めている。

- ・利用用途の詳細がわかる無償貸付用途別土地（図表-3）に見ると、

面積、価格ともに公園が断然多く、次いで緑地となっている。国有財産のうち雑種地等に分類されるものは、こうした公園・緑地が多く含まれていると考えられる。

図表-1 土地 会計別・分類別・種類別数量・価格

出所：財務総合政策研究所（資料1）※

※ 出所資料は33ページ「出所資料」参照（以下同様）

区分			面 積		価 格	
			千平方メートル	割合(%)	億円	割合(%)
一般会計	行政財産	公用財産	1,126,070	1.3	112,141	56.3
		公共用財産	136,531	0.2	6,659	3.3
		皇室用財産	19,055	0.0	6,940	3.5
		森林経営用財産	85,308,169	97.3	10,566	5.3
		小計	86,589,827	98.8	136,306	68.5
	普通財産		1,014,496	1.2	49,450	24.8
合 計			87,604,323	99.9	185,757	93.3
特別会計	行政財産	公用財産	74,558	0.1	12,501	6.3
		公共用財産	—	—	—	—
		皇室用財産	—	—	—	—
		森林経営用財産	—	—	—	—
		小計	74,558	0.1	12,501	6.3
	普通財産		2,070	0.0	765	0.4
合 計			76,628	0.1	13,266	6.7
合計	行政財産	公用財産	1,200,628	1.4	124,641	62.6
		公共用財産	136,531	0.2	6,659	3.3
		皇室用財産	19,055	0.0	6,940	3.5
		森林経営用財産	85,308,169	97.3	10,566	5.3
		小計	86,664,385	98.8	148,807	74.8
	普通財産		1,016,567	1.2	50,215	25.2
合 計			87,680,952	100.0	199,022	100.0

(注) 端数処理の関係で合計数値は合わない。

図表－2 行政財産 所管別・組織別・会計別土地面積・価格 (500ha 以上)

出所：財務総合政策研究所（資料1）

所管及び組織	会計	財産の種類	土 地	
			面積(千平方メートル)	価格(百万円)
内閣府 宮内庁	一般	皇室用	19,055	694,011
法務省 矯正官署	一般	公用	36,572	407,914
財務省 合同宿舎	一般	公用	6,021	579,701
厚生労働省 国立ハンセン病療養所	一般	公用	7,435	48,260
農林水産省 林野庁	一般	森林経営用	85,308,169	1,056,644
経済産業省 エネルギー対策	特別	公用	11,510	52,351
国土交通省 国土交通省地方官署-1	一般	公用	16,987	219,468
国土交通省 海上保安庁	一般	公用	8,031	39,253
国土交通省 国土交通省地方官署-2	一般	公共用	37,556	272,764
国土交通省 自動車安全	特別	公用	62,027	1,045,977
環境省 環境本省-1	一般	公用	12,088	71,128
環境省 環境本省-2	一般	公共用	98,975	393,173
防衛省	一般	公用	1,011,500	4,244,932

図表－3 国有財産 無償貸付用途別土地面積・価格 出所：財務総合政策研究所（資料1）

用 途	土 地	
	面積(千平方メートル)	価格(百万円)
緑 地	6,125	16,351
公 園	54,709	1,174,205
ため池	1,458	1,810
用排水路	527	1,944
火葬場	87	1,958
墓 地	565	3,162
ごみ処理施設	190	9,002
屎尿処理施設	81	647
と畜場	3	25
信号機等の小規模施設	9	554
災害の応急施設	30	1,309
地震防災の応急施設	4	959

1. 宅地

(1) 最近の地価変動

我が国の景気は、緩やかに持ち直している。企業収益は、一部に弱さがみられるものの、総じてみれば改善している。企業の業況判断は、持ち直しの動きがみられる。個人消費は、緩やかに持ち直している。先行きについては、ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響や中国における感染動向に十分注意する必要がある。

最近の地価変動を令和4年9月末調査の(一財)日本不動産研究所の市街地価格指数（注）（図表－4）でみると、全国の全用途平均は前期比0.4%であった（令和4年3月末と9月末との比較）。用途別では、商業地は、人出の回復や観光地における国内観光客の増加などで需要の回復がみられるほか、コロナ禍以前より需要が堅調な地域では、上昇傾向が続いていることから前期比0.3%と上昇に転じた。住宅地は、住環境や交通利便性の優れた地域を中心に需要が底堅く、前期比0.4%と上昇が続いた。工業地は、全国的に物流施設用地への需要が堅調で、交通利便性の優れた地域を中心に堅調な動きが続き、前期比0.8%と上昇が続いた。六大都市（東京区部、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸）の地価変動は、令和4年9月末で全用途上昇しており、コロナ禍の影響による地価下落は上昇基調に転じたとみられる。

今後の見通しについては、景気の緩やかな回復が継続するとの見方のもと、コロナ禍での行動制限の緩和も影響し、需要の回復が見込まれることなどから、概ね今期と同程度の上昇が続く見通しである。

図表－4 市街地価格指標 出所：（一財）日本不動産研究所（資料2）

全国

対前期比変動率(%)

	平成31年 3月末	令和元年 9月末	令和2年 3月末	令和2年 9月末	令和3年 3月末	令和3年 9月末	令和4年 3月末	令和4年 9月末	見通し
住宅地	0.3	0.4	0.2	▲ 0.2	▲ 0.1	0.0	0.2	0.4	0.3
商業地	0.7	0.8	0.5	▲ 0.5	▲ 0.3	▲ 0.2	0.0	0.3	0.3
工業地	0.4	0.4	0.3	0.1	0.3	0.4	0.6	0.8	0.9
全用途平均	0.5	0.6	0.3	▲ 0.3	▲ 0.1	0.0	0.2	0.4	0.5
最高価格地	1.5	1.5	1.0	▲ 0.6	▲ 0.3	▲ 0.2	0.0	0.4	0.4

六大都市（東京区部、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸）

対前期比変動率(%)

	平成31年 3月末	令和元年 9月末	令和2年 3月末	令和2年 9月末	令和3年 3月末	令和3年 9月末	令和4年 3月末	令和4年 9月末	見通し
住宅地	0.4	0.4	0.2	▲ 0.2	▲ 0.3	0.0	0.4	0.3	0.3
商業地	4.6	5.0	3.0	▲ 1.5	0.1	▲ 0.2	0.6	1.1	1.1
工業地	1.8	1.3	1.2	0.5	1.2	1.4	2.1	1.7	1.7
全用途平均	2.3	2.4	1.5	▲ 0.5	0.2	0.2	0.9	0.9	1.0
最高価格地	7.9	6.9	4.6	▲ 2.3	▲ 0.6	▲ 0.4	0.2	0.6	0.8

（注）（一財）日本不動産研究所「市街地価格指標」

市街地価格指標は、全国主要都市内で選定された宅地の調査地点について、不動産鑑定士等が年2回（3月末と9月末）価格調査を行い、これらを基に指数化したものである。したがって、この指標は都市内の宅地価格の平均的な変動状況を全国的・マクロ的にみるのに適している。また、地価の長期的変動の傾向をみるためにわが国唯一の指標として従来から利用されてきている。調査開始時点は、昭和11（1936）年9月末である。

なお、上表の「見通し」は、不動産鑑定士等が社会・経済や不動産市場の動向を踏まえ、今後6カ月の地価動向を予測し、取りまとめたものである。

(2) 令和4年の都道府県地価調査

直近の公的評価制度である令和4年都道府県地価調査（令和4年7月1日時点）は、前記(1)の市街地価格指数の調査結果と概ね同様の結果となっている。

- ・全国平均では、全用途平均が3年ぶりに上昇に転じた。住宅地は31年ぶりに上昇に転じた。商業地は3年ぶりに上昇に転じた。工業地は5年連続で上昇し、上昇率は拡大した。
- ・三大都市圏平均では、全用途平均は2年連続で上昇し、上昇率が拡大した。住宅地は横ばいから上昇に転じた。商業地は10年連続で上昇し、上昇率が拡大した。工業地は9年連続で上昇し、上昇率が拡大した。
- ・地方圏（注）平均では、全用途平均・住宅地は下落が継続しているが、下落率は縮小した。商業地は3年連続で下落しているが、下落率は縮小した。工業地は2年連続で上昇し、上昇率が拡大した。地方圏のうち、地方四市（札幌市、仙台市、広島市、福岡市）では、いずれの用途でも上昇を継続し、上昇率が拡大した。地方四市を除くその他の地域においては、住宅地・商業地は下落が継続しているが下落率が縮小し、工業地は上昇を継続し、上昇率が拡大した。
- ・経済活動の正常化が進む中で、新型コロナウイルス感染症の影響等により弱含んでいた住宅・店舗等の需要は回復傾向にある。

（注）地方圏とは、三大都市圏（東京圏、大阪圏、名古屋圏）を除く地域をいう。

図表－5 都道府県地価調査の圏域別変動率 出所：国土交通省（資料8）

圏域	用途	令和3年	令和4年
		R2.7.1～R3.7.1	R3.7.1～R4.7.1
全国	住宅地	▲ 0.5	0.1
	商業地	▲ 0.5	0.5
三大都市圏	住宅地	0.0	1.0
	商業地	0.1	1.9
東京圏	住宅地	0.1	1.2
	商業地	0.1	2.0
大阪圏	住宅地	▲ 0.3	0.4
	商業地	▲ 0.6	1.5
名古屋圏	住宅地	0.3	1.6
	商業地	1.0	2.3
地方圏	住宅地	▲ 0.7	▲ 0.2
	商業地	▲ 0.7	▲ 0.1
地方圏 (地方四市)	住宅地	4.2	6.6
	商業地	4.6	6.9
地方圏 (その他)	住宅地	▲ 0.8	▲ 0.5
	商業地	▲ 1.0	▲ 0.5

図表－6 住宅地の都道府県別平均変動率 出所：国土交通省（資料8）

	令和3年		令和4年	
	地価公示 R2.1.1～R3.1.1	地価調査 R2.7.1～R3.7.1	地価公示 R3.1.1～R4.1.1	地価調査 R3.7.1～R4.7.1
全 国	▲ 0.4	▲ 0.5	0.5	0.1
01. 北海道	1.5	0.3	4.6	1.8
02. 青森	▲ 0.8	▲ 1.1	▲ 0.5	▲ 0.9
03. 岩手	▲ 0.4	▲ 0.8	▲ 0.1	▲ 0.6
04. 宮城	1.0	0.3	2.8	1.3
05. 秋田	▲ 0.9	▲ 1.6	▲ 0.7	▲ 1.1
06. 山形	0.0	▲ 0.9	0.1	▲ 0.4
07. 福島	▲ 0.1	▲ 0.5	0.3	▲ 0.5
08. 茨城	▲ 0.6	▲ 0.5	▲ 0.4	0.0
09. 栃木	▲ 1.2	▲ 0.9	▲ 0.7	▲ 0.7
10. 群馬	▲ 1.0	▲ 1.2	▲ 0.9	▲ 1.1
11. 埼玉	▲ 0.6	▲ 0.1	0.5	0.8
12. 千葉	0.1	0.0	0.7	1.0
13. 東京	▲ 0.6	0.2	1.0	1.5
14. 神奈川	▲ 0.6	▲ 0.2	0.2	0.8
15. 新潟	▲ 0.9	▲ 1.2	▲ 0.8	▲ 1.1
16. 富山	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.2	▲ 0.4
17. 石川	▲ 0.3	0.3	0.6	0.9
18. 福井	▲ 1.1	▲ 1.3	▲ 0.9	▲ 1.2
19. 山梨	▲ 0.9	▲ 1.3	▲ 0.7	▲ 1.2
20. 長野	▲ 0.4	▲ 0.9	▲ 0.2	▲ 0.7
21. 岐阜	▲ 1.3	▲ 1.6	▲ 0.9	▲ 1.2
22. 静岡	▲ 1.5	▲ 1.2	▲ 0.8	▲ 0.9
23. 愛知	▲ 1.0	0.2	1.0	1.5
24. 三重	▲ 1.1	▲ 1.6	▲ 0.7	▲ 1.0
25. 滋賀	▲ 1.3	▲ 1.3	▲ 0.9	▲ 0.9
26. 京都	▲ 0.6	▲ 0.6	0.1	▲ 0.2
27. 大阪	▲ 0.5	▲ 0.2	0.1	0.4
28. 兵庫	▲ 0.6	▲ 0.8	▲ 0.1	▲ 0.1
29. 奈良	▲ 0.8	▲ 1.2	▲ 0.7	▲ 1.0
30. 和歌山	▲ 1.3	▲ 1.4	▲ 1.3	▲ 1.1
31. 鳥取	▲ 0.8	▲ 1.1	▲ 0.5	▲ 0.9
32. 島根	▲ 0.7	▲ 1.1	▲ 0.5	▲ 1.0
33. 岡山	▲ 0.6	▲ 1.1	▲ 0.3	▲ 0.7
34. 広島	▲ 0.4	▲ 0.7	0.2	▲ 0.3
35. 山口	▲ 0.1	▲ 0.6	0.2	▲ 0.5
36. 徳島	▲ 0.9	▲ 1.3	▲ 0.6	▲ 1.2
37. 香川	▲ 0.8	▲ 1.0	▲ 0.7	▲ 0.8
38. 愛媛	▲ 1.1	▲ 1.6	▲ 1.1	▲ 1.5
39. 高知	▲ 0.8	▲ 0.8	▲ 0.6	▲ 0.7
40. 福岡	1.5	1.5	3.2	2.5
41. 佐賀	0.3	▲ 0.3	0.9	0.1
42. 長崎	▲ 0.4	▲ 1.0	0.1	▲ 0.7
43. 熊本	0.4	▲ 0.2	0.9	0.2
44. 大分	0.6	0.0	1.0	0.2
45. 宮崎	▲ 0.3	▲ 0.5	▲ 0.2	▲ 0.4
46. 鹿児島	▲ 1.1	▲ 1.4	▲ 1.0	▲ 1.3
47. 沖縄	1.0	1.6	2.0	2.7

図表－7 商業地の都道府県別平均変動率

出所：国土交通省（資料8）

	令和3年		令和4年	
	地価公示 R2.1.1～R3.1.1	地価調査 R2.7.1～R3.7.1	地価公示 R3.1.1～R4.1.1	地価調査 R3.7.1～R4.7.1
全 国	▲ 0.8	▲ 0.5	0.4	0.5
01. 北海道	0.6	▲ 0.6	2.5	0.8
02. 青 森	▲ 1.2	▲ 1.2	▲ 0.9	▲ 1.0
03. 岩 手	▲ 1.7	▲ 1.9	▲ 1.0	▲ 1.7
04. 宮 城	1.2	1.6	2.2	2.7
05. 秋 田	▲ 1.0	▲ 1.8	▲ 0.9	▲ 1.3
06. 山 形	▲ 0.7	▲ 1.3	▲ 0.5	▲ 0.7
07. 福 島	▲ 0.6	▲ 0.7	0.0	▲ 0.5
08. 茨 城	▲ 0.6	▲ 0.2	▲ 0.3	0.3
09. 栃 木	▲ 1.1	▲ 1.0	▲ 0.6	▲ 0.8
10. 群 馬	▲ 1.1	▲ 0.9	▲ 1.1	▲ 0.8
11. 埼 玉	▲ 0.9	▲ 0.3	0.2	1.0
12. 千 葉	0.5	0.4	1.2	2.0
13. 東 京	▲ 1.9	▲ 0.3	0.6	2.0
14. 神奈川	0.1	0.8	1.0	1.9
15. 新 潟	▲ 1.5	▲ 1.3	▲ 1.2	▲ 0.9
16. 富 山	▲ 0.8	▲ 0.4	▲ 0.7	0.1
17. 石 川	▲ 1.9	▲ 1.1	▲ 0.8	▲ 0.3
18. 福 井	▲ 0.9	▲ 1.4	▲ 0.9	▲ 1.1
19. 山 梨	▲ 0.8	▲ 1.2	▲ 0.6	▲ 0.9
20. 長 野	▲ 1.1	▲ 1.3	▲ 0.9	▲ 1.0
21. 岐 阜	▲ 1.6	▲ 1.9	▲ 0.9	▲ 0.9
22. 静 岡	▲ 1.8	▲ 1.2	▲ 0.8	▲ 0.6
23. 愛 知	▲ 1.7	1.0	1.7	2.3
24. 三 重	▲ 1.2	▲ 1.6	▲ 0.8	▲ 0.8
25. 滋 賀	▲ 0.7	▲ 0.5	0.0	0.0
26. 京 都	▲ 1.8	▲ 0.6	0.5	1.4
27. 大 阪	▲ 2.1	▲ 0.9	▲ 0.2	1.6
28. 兵 庫	▲ 0.8	▲ 0.6	0.0	0.4
29. 奈 良	▲ 1.8	▲ 1.1	▲ 0.8	0.0
30. 和 歌 山	▲ 1.1	▲ 1.2	▲ 1.2	▲ 0.9
31. 鳥 取	▲ 1.6	▲ 1.5	▲ 1.7	▲ 1.3
32. 島 根	▲ 1.3	▲ 1.3	▲ 1.2	▲ 1.1
33. 岡 山	▲ 0.2	▲ 0.7	0.2	0.2
34. 広 島	▲ 0.9	▲ 0.2	0.8	0.7
35. 山 口	▲ 0.4	▲ 0.8	▲ 0.3	▲ 0.6
36. 徳 島	▲ 1.4	▲ 1.8	▲ 1.0	▲ 1.7
37. 香 川	▲ 1.0	▲ 1.0	▲ 0.8	▲ 0.8
38. 愛 媛	▲ 1.0	▲ 1.7	▲ 1.0	▲ 1.5
39. 高 知	▲ 1.2	▲ 1.2	▲ 1.0	▲ 1.0
40. 福 岡	2.4	2.7	4.1	4.0
41. 佐 賀	0.0	▲ 0.4	0.3	0.1
42. 長 崎	▲ 0.4	▲ 0.8	0.4	▲ 0.4
43. 熊 本	0.2	▲ 0.5	0.8	0.1
44. 大 分	▲ 0.4	▲ 1.2	▲ 0.2	▲ 0.8
45. 宮 崎	▲ 0.9	▲ 1.2	▲ 0.8	▲ 0.9
46. 鹿 児 島	▲ 1.4	▲ 1.8	▲ 1.3	▲ 1.5
47. 沖 縄	0.2	0.7	0.7	1.9

(3) 時価倍率の地域区分

① 設定市町村区分

時価倍率は、令和4年3月31日時点の1,741市町村（東京都特別区を含む）を前提として作成した。

図表－8 令和3年4月1日以降における市町村の変動

変更日	旧市町村コード	旧市町村名	新市町村名	新市町村コード
令和3年4月1日から令和4年12月31日の間における市町村の変動はない。				

② 政令指定都市等

政令指定都市等は、高度な土地利用がなされるため、地価変動が用途地域及び容積率によって異なること、政令指定都市に移行するために周辺市町村との合併によって市域が拡大した都市があること、政令指定都市内部でも立地状況等で地価動向が異なっており土地の所在等で容易に細分した区で把握できるため、以下の用途地域等を細分した区単位で時価倍率を作成する。

①住宅地の細区分

住宅地とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項に定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域をいう。

住宅地は、用途地域ごとに以下のとおり細分する。

- 1・2 低層………第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域
- 1・2 中高層………第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
- 1・2 住居………第一種住居地域及び第二種住居地域

②商業地の細区分

商業地とは、都市計画法第8条第1項に定められた準住居地域、近隣商業地域、商業地域をいう。

- 商業400%未満………指定容積率が400%未満の商業地
- 商業400・500%………指定容積率が400%以上600%未満の商業地
- 商業600・700%………指定容積率が600%以上800%未満の商業地
- 商業800%以上………指定容積率が800%以上の商業地（現在の最高限度は1300%）

【参考】固定資産税評価における用途地区の例

高度商業地区（I）………都市内の容積率の高い地区（主として都市計画法に定める商業地域内で概ね容積率700%以上の地域）にあって、銀行、商社等の高層（主として8階以上）の大型オフィスビル、店舗等が街区を形成し、かつ敷地規模が大きい地区

高度商業地区（Ⅱ）……大都市にあっては都心又は副都心、地方都市にあっては都心地域、小都市にあっては中心地域等容積率の高い地区（都市計画法に定める商業地域内で概ね容積率600%以上の地区）にあって、中高層（主として6階建以上）の百貨店、専門店舗、金融機関等が連たんする高度小売り商業地区、あるいは中高層の事務所が連たんする高度業務地区

② 工業地の細区分

工業地とは、都市計画法第8条第1項に定められた準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。

工業地は、用途地域ごとにさらに以下のとおり細区分する。

準工業……………準工業地域

工業・工専………工業地域及び工業専用地域

③ 政令指定都市等以外のその他の市町村

政令指定都市等以外の市町村は、用途地域をもとに、住宅地、商業地、工業地の単位で時価倍率を作成する。

④ 時価倍率の設定

宅地の時価倍率は、前記の地域区分（政令指定都市等については細区分）ごとに、

・令和3年及び令和4年の地価公示（1月1日現在）の前年と継続する標準地の価格の平均変動率

・令和3年及び令和4年の都道府県地価調査（7月1日現在）の前年と継続する基準地の価格の平均変動率

を求めた。

地価公示は、国土交通省令で定める区域内の標準地について、当該標準地の単位面積当たりの正常な価格を判定し、毎年1月1日時点の正常な価格を公示するものであり、都道府県地価調査は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づき、都道府県が行う土地価格調査で、毎年7月1日時点の標準価格を判定するものである。いずれの評価制度も適正な地価の形成を目的とするものであって、宅地の時価倍率の把握に当たって最も重視すべきものである。

本件調査に当たっては、原則として、過年度の地価動向を踏まえて、最新の変動率の傾向が引き続き続くものと予測した。

新型コロナウイルス感染症の影響について、令和4年7月時点の都道府県地価調査をみると、同感染症の影響が大きかった大阪ミナミでは若干その影響は残っているものの、他の地域では概ね同感染症の影響による地価下落は収束しているとみられ、一部地域では、新型コロナ収束後の需要回復に対する市場の期待感等から地価が上昇している地域もみられる。

本件調査の目的は、各会計年度末において、国有財産の台帳価格を適切に換算するための

時価倍率の指標を、宅地については各市区町村を用途地域等で区分し、面的な指標として求めるにあり、令和3年度末から令和4年度末までの1年間の地価変動を適切に反映したものでなければならない。上記のとおり令和4年度前半において新型コロナウイルス感染症の地価への影響は収束しつつある状況を踏まえると、同感染症が与える地価への影響は限定的であり、よって同感染症の影響を特別に考慮すべきものではないと判断した。また、災害による地価への影響についても、一時的な地価変動を反映させることは望ましくないこと等の理由により、原則として、災害による地価への影響は考慮しないこととした。

なお、令和3年度末（令和4年3月31日現在）価額を1.00とした令和5年3月31日現在の時価に換算する指標を求めるに当たっては、前述のとおり地価公示及び都道府県地価調査の最新の変動率が引き続き継続するものとしつつ、弊所調査の令和4年9月時点の市街地価格指数、国土交通省が発表する主要都市の高度利用地地価動向報告（地価LOOKレポート（注））での四半期毎の地価変動率を、指標を求めるに当たっての予測参考資料とした。

（注）国土交通省「主要都市の高度利用地地価動向報告～地価LOOKレポート～」

国土交通省土地・建設産業局地価調査課が実施する四半期ごとの地価動向調査で、主要都市の地価動向を先行的に表しやすい高度利用地等の地区について、四半期毎に地価動向を把握することにより先行的な地価動向を明らかにすることを目的としている。

調査は、不動産鑑定士が調査対象地区の不動産市場の動向に関する情報を収集するとともに、不動産鑑定評価に準じた方法によって地価動向を把握し、その結果を国土交通省で集約する。

相続税路線価や固定資産税路線価は、下記理由により採用しないこととした。

- ・相続税路線価は地価公示価格等の8割で評価されたものであり、令和4年1月1日現在の価格は7月に公表されている。この変動率は各国税局・税務署が設定した「精通者地点の変動率」で発表されるものであり、精通者地点の選定は、各路線価を設定する際に問題となる場所で設定される傾向にあることや必ずしも各市町村の路線価範囲が同一の基準で決められたものでないことから、原則として採用しない。
- ・固定資産税路線価は地価公示価格等の7割で評価されたものであり、令和2年1月1日現在の価格に基づいた令和3年7月1日現在の価格が公表されている。ただし、この価格は、固定資産評価基準、地方税法附則等により「市町村長の判断で簡易な方法」で下落修正した（上昇したものは修正しない）ものとなっている。したがって、固定資産税路線価は採用しない。

時価倍率表の作成に際し、実際には存在しない区分（例えば東京都千代田区・容積率400%未満の商業地）の場合であっても、時価倍率表としてすべての項目に数値がある方が利用しやすいため、類似した用途又は近隣の市区町村の変動率を参考に時価倍率を査定した。

福島第一原子力発電所事故の影響がある地域の時価倍率の取り扱いとしては、帰還困難区域、避難指示解除準備区域の対象となっている福島県双葉郡大熊町、双葉町について、取り決められた取扱いの「0000（ゼロ）」とした。

本調査では、基準年度を令和3年度末（令和4年3月末=1.00）とし、地域区分別価格変動率を用い地域区分別に時価倍率を求めた。結果は、別添時価倍率表のとおりである。

2. 農地

(1) 最近の地価変動

最近の地価変動を令和4年3月末調査の（一財）日本不動産研究所の田畠価格及び賃借料調(注)調査結果から、最近の状況を概観する。

(注) (一財) 日本不動産研究所「田畠価格及び賃借料調」

昭和34年3月以降、田畠価格等の全国的な動向を把握し、田畠価格並びに賃借料に関する資料を整備することを目的に毎年3月末の数値を取りまとめ発表している。

調査方法は、全国の農地を農地として売買した田又は畠の価格及び実際に支払った賃借料を対象とし、行政区域は昭和25年2月現在の市町村を選定し、当該市町村を包括する現市町村の役場・農業委員会等に調査票を送付して回答を得ている。最新の調査結果である令和4年の調査は、1,367市町村について調査票を送付し、928市町村から回答を得た(回収率は67.9%)。この調査の田畠価格は、自作地の田又は畠を自作地として耕作する場合の売買価格で、売り手・買い手に相応と認められて取引きされる実測(縄のびがない)10a当たりの価格である。なお、果樹園・茶園及び桑園等の売買は含まない。

① 田

田価格は、全国平均では平成5年から30年連続で下落しており、集計対象とした都道府県平均の10a当たり価格は657,707円で、アンケート結果によると、田価格が下落した主な理由として「農業後継者の減少」「買い手がいない」「米価の下落」などが挙げられている。

米作は、高齢化の進行、農業後継者不足等による農業経営の先行き不安も根強く、田の需給緩和の状態は今後も続くと考えられる。

② 畠

畠価格は、全国平均では平成4年から31年連続で下落しており、集計対象とした都道府県平均の10a当たり価格は412,987円で、アンケート結果によると、畠価格が下落した主な理由として「農業後継者の減少」「高齢化」「買い手がない」などが挙げられている。

畠作は、高齢化の進行に伴い労働集約的な畠作の経営が厳しくなっている状況が進み、農業後継者不足等から、畠の需給緩和の状態は今後も続くと考えられる。

図表－9 田畠価格と賃借料の推移と変動率 出所：（一財）日本不動産研究所（資料3）

調査数値 3月末	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和3年度 変動率(%)	令和4年度 変動率(%)
田価格	711,164	701,501	689,080	674,091	657,707	▲ 2.2	▲ 2.4
畠価格	434,523	430,012	424,921	419,039	412,987	▲ 1.4	▲ 1.4
田賃借料	9,035	8,918	8,791	8,629	8,438	▲ 1.8	▲ 2.2
畠賃借料	5,090	5,056	5,014	4,970	4,927	▲ 0.9	▲ 0.9

10a当たり各年3月末現在の価格又は賃借料(円)

(2) 時価倍率の考え方

① 地域区分

農地は、作物の栽培態様によって田と畠に大別され、収益性が異なること等から、売買価格にも差がある。田、畠ともに長期間にわたって下落しているが、消費地等との関係から都道府県単位で状況が異なるため、田、畠の地域区分はいずれも都道府県別とした。

② 地域区分別価格変動率

田と畠の令和4年度の地域区分別価格変動率は、原則として、令和3年度の価格変動率の傾向が引き続き続くものと判断した。

田畠価格及び賃借料調では、東京都・神奈川県及び大阪府の田畠価格は宅地等への転用が見込まれることから高額であること、また、沖縄県では田の利用が少なく、これらは都道府県別の価格が表象されていない。

これらの都府県は、下表のように隣接県又は自然的条件が類似した県の数値を採用した。

図表－10 田畠変動率の表象除外都府県の扱い

都道府県名	田変動率		畠変動率	
東京都	埼玉県	の田変動率	埼玉県	の畠変動率
神奈川県	埼玉県		埼玉県	
大阪府	兵庫県		兵庫県	
沖縄県	長崎県			

(3) 時価倍率の設定

農地の時価倍率は、基準年度を令和3年度末（令和4年3月末=1.00）とし、前記(2)で求めた地域区分別価格変動率を用い、農地の区分（田、畑）別に求めた。結果は、時価倍率表のとおりである。

3. 山林

(1) 最近の地価変動

最近の地価変動を令和4年3月末調査の（一財）日本不動産研究所の山林素地及び山元立木価格調（注）調査結果から、最近の状況を概観する。

（注）（一財）日本不動産研究所「山林素地及び山元立木価格調」

昭和34年3月以降、山林素地価格等の全国的な動向を把握し、山林素地価格並びに山元立木価格に関する資料を整備することを目的に、毎年3月末の数値を取りまとめ発表している。

調査方法は、全国（交通・運材ともに不便な水源地帯等を除く）の林地を林地として売買した立木を含まない用材林地又は薪炭林地の価格（素地価格）及び山に立っている樹木の利用材積売渡価格を対象とし、行政区域は昭和25年2月現在の市町村を選定し、当該市町村を包括する現市町村の役場・森林組合等に調査票を送付して回答を得ている。

最新の調査結果である令和4年の調査は、988市町村について調査票を送付し、706市町村から回答を得ている（回収率は71.5%）。

この調査の山林素地価格は、林地として利用する場合の売買価格で、売り手・買い手に相応と認められて取引きされる実測（縄のびがない）10a当たりの素地価格であり、用材林地（杉・桧・松等主として針葉樹が植生している林地）と薪炭林地（くぬぎ・なら・かし等主として広葉樹が植生している林地）の価格に区分されている。

① 用材林地

用材林地価格は、平成3年以来31年ぶりに対前年で上昇しており、北海道及び沖縄県を除いた集計対象とした都府県平均の普通品等10a当たり山林素地価格は41,082円であった。アンケート結果では、用材林地価格が下落したと回答した主な理由として「高齢化」「買い手がない」「林業後継者の減少」などが挙げられており、ウッドショック（世界的な木材需給の逼迫）等に伴う歴史的な国産材価格の上昇により収益性に影響する「木材価格が下落した」との回答は大幅に減少した。

全国平均の利用材積1m³当たり山元立木価格は、ウッドショック等に伴い杉・桧とも前年との比較において大幅に上昇しているが、用材林地の投資採算が好転するには至っていない。また、林業後継者の減少等の林業経営における構造面の不安材料も払拭されておらず、用材林地への需要は弱含みで推移するものと考えられる。

② 薪炭林地

薪炭林地価格は、平成3年以来31年ぶりに対前年で上昇しており、集計対象とした都府県平均の普通品等10a当たり山林素地価格は28,553円であった。アンケート結果では、薪炭林地価格が下落したと回答した主な理由として「買い手がない」「高齢化」「林業後継者の減少」などが挙げられており、全般的な木材市況の回復により、薪炭林地への需要の弱さを表す理由の「買い手がない」との回答は減少した。

ただ、パルプチップ材の需要回復の動きも見られるものの、薪炭林地の需要は弱含みであり、今後もこの状況が続くと考えられる。

図表－11 林地価格と杉・桧価格の推移と変動率

出所：（一財）日本不動産研究所（資料4）

調査数値 3月末	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和3年度 変動率(%)	令和4年度 変動率(%)
用材林地	42,262	41,930	41,372	41,080	41,082	▲ 0.7	0.0
薪炭林地	29,235	29,074	28,719	28,513	28,553	▲ 0.7	0.1
杉	2,995	3,061	2,900	3,200	4,994	10.3	56.1
桧	6,589	6,747	6,358	7,137	10,840	12.3	51.9

林地は10a当たり、杉・桧は1立方メートル当たりの各年3月末現在の価格(円)

(2) 時価倍率の考え方

① 地域区分

山林は、植生している樹種によって用材林地と薪炭林地に大別され、林木の収益性が異なるとともにその立地条件も異なることから、売買価格にも差がある。用材林地、薪炭林地ともに長年価格が下落し林業生産だけでは投下資本回収困難な水準の素地価格となっていることから、地域における事情が反映される傾向になっている。したがって、用材林地、薪炭林地の地域区分は、いずれも都道府県別とした。

② 地域区分別価格変動率

用材林地と薪炭林地の令和4年度の地域区分別価格変動率は、原則として、令和3年度の価格変動率の傾向が引き続き続くものと判断した。

山林素地及び山元立木価格調は、宅地等への転用が見込まれる価格と思われる内容を除外した結果、調査対象市町村数が少ないほか、大阪府・沖縄県のように山が少なく林地の土地利用が少ない都府県は表象していない。長期間にわたって下落している山林素地価格と宅地の価格とはその動きが異なることから、地勢的に類似した県又は地方平均の山林素地価格の変動率を表象していない都府県の変動率とした。

図表－12 山林素地変動率の表象除外都府県の扱い

都道府県名	用材林地変動率	薪炭林地変動率
千葉県	埼玉県	の薪炭林地 変動率
東京都	埼玉県	
神奈川県	埼玉県	
愛知県		
滋賀県	兵庫県	
大阪府	兵庫県	
奈良県	兵庫県	
香川県	四国地方平均	
沖縄県	九州地方平均	

(3) 時価倍率の設定

山林の時価倍率は、基準年度を令和3年度末（令和4年3月末=1.00）とし、基準年度の前年度の時価に前記(2)で求めた地域区分別価格変動率を用い、時価倍率を山林の区分（用材林地、薪炭林地）別に求めた。結果は、時価倍率表のとおりである。

4. 原野等、雑種地

宅地、農地、山林以外の地目（付属資料4 参照のこと）を取り扱う。

(1) 変動率の資料

宅地、農地、山林以外の地目の地価変動率を把握できる資料は以下に掲げる資料があるが、本調査において直接参考となる統計資料はない。

① 固定資産税の評価額

民間課税地の平均価格及び評価地積の固定資産の評価の状況は、固定資産概要調書によって把握できる。固定資産税の評価替えは3年に1度であり（最近は令和3年）、宅地以外の地目の評価は宅地の場合における「地価公示価格等の7割程度」のようなはっきりとした統一基準が存在しないために、市町村ごとにその取扱いに差異がある。

原野等、雑種地の評価は、固定資産評価基準においては売買実例価額から評定する適正な時価によってその価額を求める方法を原則としているが、一般的には売買実例の収集が難しいこと、売買実例における取引の事情を補正することが難しいこと、取引土地の利用の程度を客観的基準で把握しづらいこと等により、他の地目（宅地、農地、山林）の評価を基準として評価替えを行っている。

図表－13 固定資産の価格等の概要調書による年平均変動率 出所：総務省（資料5）

地 目	年平均変動率 (注1・注2)
鉱泉地	0.1%
池 沼	▲ 0.9%
牧 場	0.0%
原 野	▲ 2.2%
雑種地	ゴルフ場の用地 ▲ 0.2%
	遊園地等の用地 ▲ 2.6%
	鉄軌道用地・単体利用 4.6%
	鉄軌道用地・複合利用 10.2%
	その他の雑種地 ▲ 1.4%
	小 計 0.6%
全地目	2.5%

（注1）この変動率は定点観測されていないので、土地利用の変化によって大きく影響される傾向にある。

（注2）直近の評価替え年である令和3年と平成30年とを比較し、3年間の変動率を求め、これを3で除し年平均変動率を求めた。

図表－14 固定資産概要調書にみる評価総地積及び平均価格 出所：総務省（資料5）

評価総地積

地 目	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
鉱泉地	116	117	117	115	115	114
池 沼	257	257	256	257	252	253
牧 場	1,213	1,207	1,197	1,190	1,179	1,167
原 野	8,364	8,383	8,408	8,419	8,416	8,421
雜種地	ゴルフ場用地	1,391	1,380	1,361	1,351	1,342
	遊園地等の用地	39	39	39	38	39
	鉄軌道用地・単体利用	471	471	470	469	468
	鉄軌道用地・複合利用	11	11	11	11	11
	その他の雜種地	3,860	3,952	4,070	4,157	4,248
	小 計	5,771	5,853	5,951	6,026	6,107
全地目	162,420	162,593	162,849	162,944	162,901	162,992

単位：百ha（鉱泉地は千m²）

単位面積当たり平均価格

地 目	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
鉱泉地	158,192	156,526	150,060	151,754	151,712	150,288
池 沼	125	123	110	109	106	107
牧 場	10	10	10	10	10	10
原 野	16	15	15	14	14	14
雜種地	ゴルフ場の用地	1,311	1,312	1,273	1,273	1,272
	遊園地等の用地	9,828	9,927	10,297	10,216	10,280
	鉄軌道用地・単体利用	9,753	9,702	10,643	10,709	10,689
	鉄軌道用地・複合利用	242,128	241,634	302,059	299,892	296,634
	その他の雜種地	7,516	7,305	7,267	7,094	6,932
	小 計	6,656	6,535	6,722	6,622	6,521
全地目	3,985	3,976	4,176	4,171	4,171	4,486

単位：円／m²

② その他の資料

- ・都道府県地価調査による宅地見込地の価格変動率

上記で示した資料のうち、固定資産税の宅地以外の評価額は市町村ごとにその取扱いに差異があること、都道府県地価調査の宅地見込地は、現在の土地利用は宅地以外の地目であるが宅地になると見込まれることを前提とした価格変動率で、雑種地等の指標としてはいずれも不適切である。したがって、地目独自の変動率を得ることが難しいため、周辺の土地利用で多いと考えられる山林の都道府県別薪炭林地の倍率を、原則適用することとした。

(2) 時価倍率の考え方

- ① 原野………都道府県別薪炭林地の時価倍率とする。

ただし、都市計画法の市街化区域と定められている区域内で、令和2年国勢調査の結果による人口集中地区（DID地区）内に所在し、周辺状況から見て著しく不適当な場合は宅地の時価倍率を適用する。

- ② 牧場、池沼、鉱泉地、墳墓地、海浜地………原野に準じ、都道府県別薪炭林地の時価倍率とする。

これらの地目は地方に所在することが多く、地目の性質の似た原野に準ずることとした。また、原野のただし書きも適用する。

- ③ 雜種地………原野に準じ、都道府県別薪炭林地の時価倍率とする。

雑種地は、市街地で宅地と一体的に利用されている土地がある一方で、狭小な水路敷、道路敷など多種多様な利用状況がある。国有財産台帳に関する規定を適用しない公用財産、無償貸付中の都道府県道、市町村道用地とのバランスを考え、原野に準ずることとした。また、原野のただし書きも適用する。

5. 立木竹、地役権、鉱業権

(1) 立木竹の時価倍率

① 国有財産の内容

国有財産における立木竹の財産状況を見ると、価格ベースでは立木が約98%を占めており、他の樹木、竹の価格の占める割合は無視し得るほど小さい。

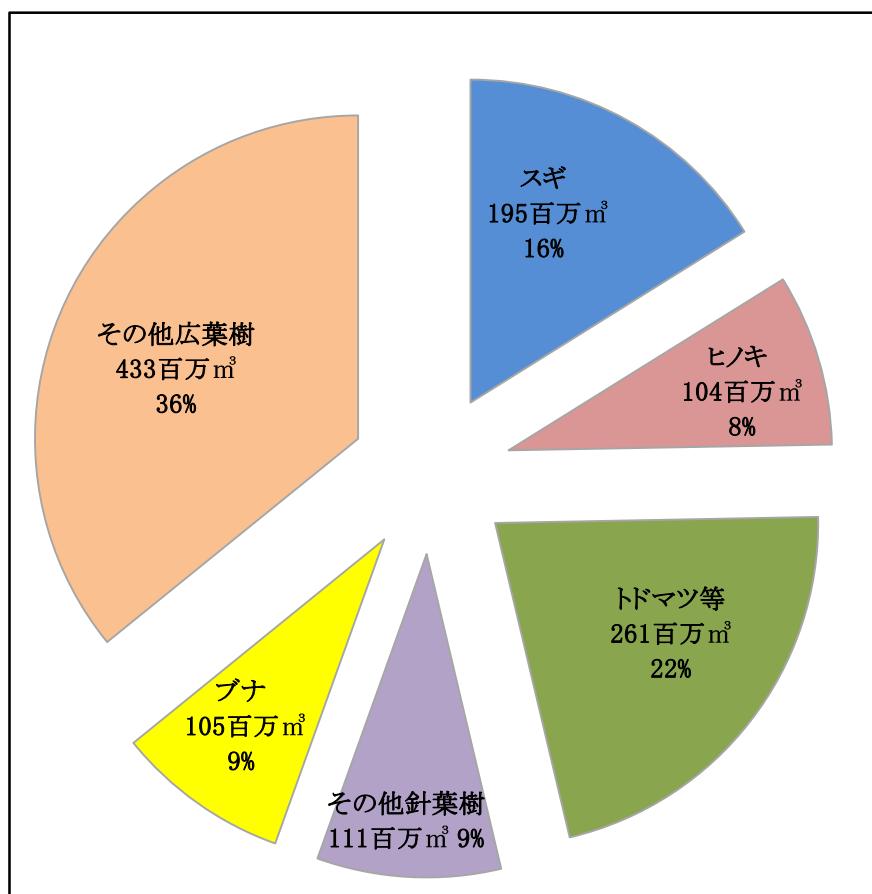
樹木は属する庁舎の周囲や公園にある植樹も資産として計上されていると考えられること、竹も取引の対象となることが難しい財産であるため、あえて区分しないこととした。

図表－15 立木竹の国有財産 出所：財務総合政策研究所（資料1）

財産の種類			樹木 千本	立木 千立方メートル	竹 千束	合計	価格の多い所管及び組織 (価格・百万円)
行政財産	公用財産	数量	3,158	3,548	693	—	農林水産省 林野庁 30,074
		価格(百万円)	49,396	12,060	492	61,949	防衛省 14,768
	公共用財産	数量	2,227	1,363	1	—	国土交通省 土国交通省地方官署 9,432
		価格(百万円)	9,848	1,532	23	11,403	環境省 環境本省 1,970
	皇室用財産	数量	96	190	5	—	
		価格(百万円)	875	351	20	1,247	
	森林経営用財産	数量	—	1,227,445	20	—	農林水産省 林野庁 3,175,998
		価格(百万円)	—	3,175,920	77	3,175,998	
	小計	数量	5,483	1,232,550	721	—	
		価格(百万円)	60,120	3,189,865	614	3,250,599	
	普通財産	数量	1,174	867	11	—	環境省 7,305 財務省 3,615
		価格(百万円)	11,081	2,283	135	13,500	防衛省 2,192
	合計	数量	6,657	1,233,418	733	—	
		価格(百万円)	71,201	3,192,149	749	3,264,100	

林野庁における令和3年4月1日現在の立木の材積内容は、針葉樹が約55%、広葉樹が約45%でやや針葉樹が多い。樹種として多いのはスギの約195百万立方メートルである。ただし、北海道の松として区分されるトドマツ約140百万立方メートル、カラマツ約57百万立方メートル、エゾマツ約64百万立方メートルを合わせると約261百万立方メートルとなり、松類が最も多い。地域別の材積では、北海道が全国の36.9%を占めており、ついで、東北21.6%、関東13.9%となっていて。地域別の針葉樹・広葉樹内訳では、北海道・東北は概ね半々となっているが、関東では針葉樹の割合がやや高く、中部以西では針葉樹の占める割合が高い。

図表－16 林野庁の立木の樹種 出所：林野庁（資料6）



図表－17 林野庁の地域別立木の材積 出所：林野庁（資料6）

	針葉樹		広葉樹		総数	
	材積(千立方㍍)	割合	材積(千立方㍍)	割合	材積(千立方㍍)	割合
北海道	222,019	33.1%	224,096	41.7%	446,115	36.9%
東 北	127,498	19.0%	133,894	24.9%	261,392	21.6%
関 東	92,017	13.7%	75,875	14.1%	167,891	13.9%
中 部	69,692	10.4%	30,393	5.7%	100,086	8.3%
近畿中国	36,259	5.4%	17,710	3.3%	53,969	4.5%
四 国	34,432	5.1%	8,576	1.6%	43,009	3.6%
九 州	88,491	13.2%	47,298	8.8%	135,789	11.2%
合 計	670,408	—	537,842	—	1,208,251	—

② 時価倍率の考え方

立木価格の調査としては、（一財）日本不動産研究所の「山林素地及び山元立木価格調」がある。

$$\text{山元立木価格} = \text{最寄木材市場渡し素材価格} - \text{生産諸経費等}$$

最寄木材市場渡し素材価格及び生産諸経費等は、実際に取引きされる価格及び諸経費等の中値、生産諸経費等は伐木費・造材費・運搬費・金利・その他素材生産に要した経費・伐木利潤の合計額を調査し、算出したものとなっている。

この立木価格は、北海道を除く都府県は杉・桧・松・薪炭材（椎茸原木・チップ用材を含む）別、北海道は松及び薪炭林別に、利用材積（末口径 20~22cm、長さ 3.65~4m の並丸太程度を標準とした材積をいう）1 立方メートル当たり価格を調査している。なお、薪炭材の記載は北海道のみであり、北海道を除く都府県は杉・桧・松の平均指数も併せて記載している。

前記のように、国有財産の立木竹は、北海道の立木が全国の約 37% を、北海道以外の地域の針葉樹の立木が全国の約 37% を占めていること、また樹木・竹は数量が僅少であるため、「立木竹」の時価倍率は山元立木価格調の杉・桧・松平均指数の変動率及び北海道の松・薪炭材の価格の変動率を採用して時価倍率を求めることが適切である。

図表－18 杉・桧・松平均指数 北海道・松及び薪炭材の山元立木価格

出所：（一財）日本不動産研究所（資料 4）

調査数値(3月末)	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
杉・桧・松平均指数	1,721	1,744	1,824	1,872	1,794	1,993	2,984
対前年変動率(%)	0.8	1.3	4.6	2.6	▲ 4.2	11.1	49.7
北海道・松 山元立木価格	3,826	3,856	3,924	4,234	4,412	4,158	4,933
対前年変動率(%)	▲ 1.9	0.8	1.8	7.9	4.2	▲ 5.8	18.6
北海道・薪炭材 山元立木価格	1,624	1,658	1,720	1,788	1,937	1,805	1,796
対前年変動率(%)	23.4	2.1	3.7	4.0	8.3	▲ 6.8	▲ 0.5

※山元立木価格は「利用材積1立方メートル当たり円」を示す。

令和 4 年調査では、全国平均の利用材積 1 m³当たり山元立木価格は、杉が 4,994 円、桧が 10,840 円、松が 2,729 円で、前年に比べ杉は 56.1%、桧は 51.9%、松は 37.2% 上昇した。この上昇の背景には世界的な木材需給逼迫のほか、ウクライナ侵攻・円安の進行が重なり国産素材価格の上昇に拍車がかかり、山元立木価格は杉・桧で昭和 28 年以降最大の上昇となった。ただ、今後も現在の状況が継続するかは不明であることから、立木価格の先行きは不透明な状況である。

上記の状況を踏まえ樹種及び地域性を考慮し、価格変動率を下記のように査定した。

図表-19より、北海道・北海道以外、針葉樹・広葉樹の総材積に対する各割合は、北海道の針葉樹18.4%、同広葉樹18.5%、北海道以外の針葉樹37.1%、同広葉樹26.0%であり、これらの割合に、北海道の針葉樹には「北海道・松の変動率」、同広葉樹には「北海道・薪炭材の変動率」、北海道以外の立木には「杉・桧・松平均指數の変動率」を乗じ、加重平均により、価格変動率を求ることとした。

その結果、この手法による価格変動率として34.7%（1.347）が求められた（※）。

※ 価格変動率を求める過程

図表-19 地域別・樹種区分別の総材積に対する割合（図表-17より集計）
(上段：材積千立方メートル、下段：総材積に対する割合)

	針葉樹	広葉樹	総 数
北海道	222,019 (18.4%)	224,096 (18.5%)	446,115 (36.9%)
北海道以外	448,389 (37.1%)	313,746 (26.0%)	762,136 (63.1%)
合 計	670,408 (55.5%)	537,842 (44.5%)	1,208,251 (100.0%)

上記の地域別・樹種区分別の総材積に対する割合に、図表-18に示した変動率を乗じ、価格変動率を求めた。

$$(18.4\% \times 18.6\%) + (18.5\% \times \Delta 0.5\%) + (37.1\% \times 49.7\%) + (26.0\% \times 49.7\%) = 34.7\%$$

第1項：北海道 針葉樹割合×北海道 松 山元立木価格変動率

第2項：北海道 広葉樹割合×北海道 薪炭材 山元立木価格変動率

第3項：北海道以外 針葉樹割合×北海道以外 杉・桧・松 平均指數変動率

第4項：北海道以外 広葉樹割合×北海道以外 杉・桧・松 平均指數変動率

しかし、最近の立木価格は、上記のように国内の需給環境により価格の変動が大きいほか、国内木材需要の約 58%を占める輸入材価格についても、為替レートや生産国の動向等により大きく変動するため、資材だけの変動数値が調査されている国内企業物価指数(CGPI)「丸太（コード 2202050010）」も採用することとした。

図表－20 丸太の指標 出所：日本銀行（資料7）

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均
令和3年	104.5	104.7	105.0	107.3	116.2	129.4	137.1	140.0	140.1	140.8	138.3	134.1	124.8
令和4年	134.3	135.2	135.8	135.4	136.8	137.5	135.6	133.7	130.7	133.1	132.3	131.8	134.4

直近 2 年間の丸太の指標は上表のとおりであり、本調査では、各年の年平均指標から年間変動率を下記のように求めた。

$$\text{年間変動率} = \frac{\text{令和4年指標}}{\text{令和3年指標}} - 1 = \frac{134.4}{124.8} - 1 = 1.077 (7.7\%)$$

山元立木価格を用いた変動率では、北海道・薪炭材の価格は下落したが、北海道・松及び北海道を除く都府県の杉・桧・松の価格が大幅に上昇したことから、上昇傾向の変動率が求められた。

また、国内における丸太の物価水準を示した国内企業物価指標（丸太）の過去 2 年間の指標は上表のとおりであり、令和 3 年初めより上昇傾向が続いている。

本調査では、これらの変動率の中庸値を採用することとし、令和 4 年度の変動率を 21% と判断した。

③ 時価倍率の設定

立木竹の時価倍率は、基準年度を令和 3 年度末（令和 4 年 3 月末=1.00）とし、上記で求めた価格変動率を用い、1.21 とした。

(2) 地役権の時価倍率

① 国有財産の内容

国有財産の区分では地上権等に区分され、地上権等は民法に規定された用益物件である地上権又は地役権となっている。

地上権は工作物又は竹林を所有するためなどの目的で、他人の土地を使用する権利であり、地役権は自分の土地の便益のため他人の土地を供し得る権利である。

地上権等は下記のように数量、価格ともに公用財産が多く、平均単価は 933 円／m²である。

図表－21 地上権及び地役権の国有財産分類別現在額

出所：財務総合政策研究所（資料1）

種類	数量(千m ²)	価格(千円)	単価(円／m ²)
行政財産	公用財産	3,067	2,827,743
	公共用財産	0	30,994
	皇室用財産	0	8
普通財産	0	5,697	—
合計	3,069	2,864,445	933

(注) 端数処理の関係で合計数値は合わない。

② 時価倍率の考え方

国有財産が全国に分散していること、地役権の権利の多くは住宅地で発生することから、全国一律の時価倍率が適切である。したがって「全国 住宅地」の変動率を用いることが妥当であると判断した。

査定に用いる直近の数値として、(一財)日本不動産研究所の市街地価格指数の「全国 住宅地」令和4年度上半期は0.4%、下半期の見通し0.3%を、令和4年都道府県地価調査(令和4年7月1日調査で、継続地点について1年間の変動率)の「全国 住宅地」の変動率0.1%を用いた。

これらの地価変動率は、市街地価格指数・地価調査とも概ね横這いであったが、若干、市街地価格指数の変動率が高めとなった。これは、市街地価格指数は全国都市部市街地の地価変動を反映する指標であり、景気動向の影響等によるものと考えられることから、令和4年度の変動率として都道府県地価調査結果を重視することが適切と考え、令和4年度の変動率を0.1%と予測した。

③ 時価倍率の設定

地役権の時価倍率は、基準年度を令和3年度末(令和4年3月末=1.00)とし、上記で求めた価格変動率を用い1.00とした。

(3) 鉱業権の時価倍率

① 国有財産の内容

鉱業権とは、鉱業法第5条で登録を受けた一定の土地の区域（鉱区）において、登録を受けた鉱物及びこれと同種の鉱床中に存する他の鉱物を掘採し、及び取得する権利とされている。

② 時価倍率の考え方

鉱業権は全国を一律とし、国内の企業間取引の価格を対象とした国内企業物価指数(CGPI) 鉱産物「碎石（コード 2202140003）」が最も適切であると考えた。

過去2年間の碎石の指數は下表のとおりであり、令和3年3月から4年2月まで横ばい、令和4年3月以降上昇している。本調査では、各年の年平均指數から年間変動率を下記のように求め、令和4年度の変動率を3.0%と判断した。

$$\begin{array}{ccc} \text{令和4年指數} & \text{令和3年指數} & \text{年間変動率} \\ 105.2 & \div & 101.8 \\ & & = \\ & & 1.03 \end{array}$$

図表－22 碎石の指數 出所：日本銀行（資料7）

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均
令和3年	101.2	101.9	101.9	101.9	101.9	101.9	101.9	101.9	101.9	101.9	101.9	101.9	101.8
令和4年	101.9	101.9	102.9	104.1	105.6	105.9	105.9	105.9	106.5	107.4	107.4	107.4	105.2

③ 時価倍率の設定

鉱業権の時価倍率は、基準年度を令和3年度末（令和4年3月末=1.00）とし、上記で求めた価格変動率を用い1.03とした。

立木竹、地役権、鉱業権の時価倍率は以下のとおりである。

図表－23 立木竹、地役権、鉱業権の時価倍率

適用区分	調査項目	時価倍率
全国	立木竹	1.21
全国	地役権	1.00
全国	鉱業権	1.03

(出所資料)

資料 1 : 財務総合政策研究所「財政金融統計月報第 838 号」国有財産の概要
令和 3 年 3 月 31 日現在

資料 2 : 一般財団法人 日本不動産研究所「市街地価格指数」

資料 3 : 一般財団法人 日本不動産研究所「田畠価格及び賃借料調」

資料 4 : 一般財団法人 日本不動産研究所「山林素地及び山元立木価格調」

資料 5 : 総務省「固定資産の価格等の概要調書」平成 28 年度～令和 3 年度

資料 6 : 林野庁「第 73 次令和 3 年国有林野事業統計書（令和 2 年度）」
令和 3 年 4 月 1 日現在

資料 7 : 日本銀行「企業物価指数」最新数値は令和 5 年 1 月 16 日発表の令和 4 年 12 月
分 日銀のホームページによる

資料 8 : 国土交通省「令和 4 年地価公示」「令和 4 年都道府県地価調査」
国土交通省のホームページによる

付 屬 資 料

1. 地価公示と都道府県地価調査
2. 地価公示と都道府県地価調査に基づく地価動向の特徴
3. 地目の認定（固定資産評価基準、不動産登記、財産評価基本通達）
4. 地目別の評価（固定資産評価基準、財産評価基本通達）

付属資料1 地価公示と都道府県地価調査

I 地価公示制度の概要

地価公示は、国土交通省土地鑑定委員会が毎年1回標準地の正常な価格を公示し、一般の土地の取引価格に対して指標を与えるとともに、公共事業用地の取得価格算定の規準とされ、また、国土利用計画法に基づく土地取引の規制における土地価格算定の規準とされる等により、適正な地価の形成に寄与することを目的としている。

1. 対象区域

地価公示は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項に規定する都市計画区域その他の土地取引が相当程度見込まれるものとして国土交通省令で定める区域（国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第12条第1項の規定により指定された規制区域を除く。以下「公示区域」という。）において実施することとされている（地価公示法（昭和44年法律第49号。以下「法」という。）第2条第1項）。

なお、地価公示の機能の強化を図るため、地価動向が安定している区域の一部の標準地について隔年で調査を行うこととし、今年調査しない標準地の標準地番号は欠番となっている。また、地価の個別化・多極化が見られる区域に標準地を設定し、標準地番号は201番となっている。

2. 標準地の選定基準

令和4年地価公示では、公示区域内の全国26,000の標準地を選定し、正常な価格を公示した（ただし、福島第一原子力発電所の事故の影響による7地点は調査を休止）。

標準地は、法によれば「自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において、土地の利用状況、環境等が通常と認められる一団の土地」でなければならない（法第3条）が、地価公示法施行規則（昭和44年建設省令第55号。以下「規則」という。）はこれをさらに説明して、「土地の用途が同質と認められるまとまりのある地域において、土地の利用状況、環境、地積、形状等が当該地域において通常であると認められる一団の土地」としている（規則第3条）。

なお、ここで「一団の土地」とは、同一使用者によって同一使用目的に供されている連続した一区画の土地のことである。

公示する標準地の正常な価格（以下「公示価格」という。）が、一般の土地の取引価格に対して指標を与えるとともに、公共事業用地の取得価格算定の際に規準とされ、また、国土利用計画法に基づく土地取引の規制において土地価格の審査の際に規準とされるものであるため、標準地は、特に次の点に留意して選定されている。

(1) 標準地の代表性

標準地は、市町村（都の特別区及び政令指定都市の区を含む。）の区域内において、適切

に分布し、当該区域全体の地価水準をできる限り代表しうるものであること。

(2) 標準地の中庸性

標準地は、当該標準地が設定される区域（以下「標準地設定区域」という。）内において土地の利用状況、環境、地積、形状等が中庸のものであること。

(3) 標準地の安定性

標準地は、標準地設定区域内における安定した土地の利用状況に配慮したものであること。また、土地の利用状況が移行している地域内にある場合にあっては、そのような変化に十分に配慮したものであること。

(4) 標準地の確定性

標準地は、明確に他の土地と区別され、範囲が特定できるものであること。また、選定する標準地の特性を踏まえ、範囲の特定する方法を広く考慮することで、範囲の特定が容易な地点に偏ることがないように配慮すること。

また、標準地は毎年点検を行っており、点検結果を踏まえて、当該標準地が上記の4つの点に合致しているか否かを検討したうえで、標準地としての適格性を判定している。

3. 標準地の価格の判定

公示されるのは、毎年1月1日における標準地の単位面積当たりの正常な価格である（法第2条第1項、規則第2条）。「正常な価格」とは、「土地について、自由な取引が行なわれるとした場合におけるその取引において通常成立すると認められる価格」（法第2条第2項）、すなわち、市場性を有する不動産について、現実の社会経済情勢の下で合理的と考えられる条件を満たす市場で形成されるであろう市場価値を表示する適正な価格、換言すれば、売手にも買手にもかたよらない客観的な価値を表したものである。正常な価格の判定は、標準地に建物がある場合や標準地に関して地上権その他当該土地の使用収益を制限する権利（以下「建物等」という。）が存する場合には、これらの建物や権利がないものとして（つまり更地として）行われる（法第2条第2項）。

例えば、標準地に建っている現状の建物を前提に評価を行うと、建物の築年の違いや構造、階層、用途の違いといったその土地の属性と関係のない特徴が土地の価格に反映されることになる。したがって、土地の本来の価値を示すため、現存する建物等の形態にかかわらず、その土地の効用が最高度に発揮できる使用方法（最有効使用）を前提として、評価を行っている。

正常な価格は、土地鑑定委員会が2人以上の不動産鑑定士の鑑定評価を求め、その結果を審査し、必要な調整を行って判定する（法第2条第1項）。

また、土地鑑定委員会は、地価公示の円滑な実施のため、鑑定評価員に委嘱した不動産鑑定士を都道府県毎の区域または都道府県を2以上に区分した地域に設置した分科会に配し、

分科会では、標準地の点検及び候補地の検討、経済動向や地価動向に関する情報交換・意見交換、価格形成要因の分析などを行っている。

不動産鑑定士が標準地の鑑定評価を行う際は、標準地についての鑑定評価の基準に定められた鑑定評価手法により求められる価格を勘案して鑑定評価を行うものとされている（法第4条）。これらの手法の内容は、標準地の鑑定評価の基準に関する省令（昭和44年建設省令第56号）に定められており、具体的には次のとおりである。

取引事例比較法とは、多数の取引事例を収集して適切な事例の選択を行い、これらに係る取引価格に必要に応じて事情補正及び時点修正を行い、かつ、地域要因の比較及び個別的要因の比較を行って求められた価格を比較考量し、対象不動産の試算価格を求める手法であり、これにより求められた試算価格を「比準価格」という。

収益還元法とは、対象不動産が将来生み出すであろうと期待される純収益の現在価値の総和を求めることにより対象不動産の試算価格を求める手法であり、これにより求められた試算価格を「収益価格」という。なお、地価公示では標準地に最有效使用の建物を想定し、その想定された不動産から得られる総収益から総費用を控除して全体の不動産の純収益を試算し、さらに、当該不動産のうち建物に帰属する純収益を控除して土地に帰属する純収益を求め、当該土地に帰属する純収益を還元利回りで還元して試算価格を求める方式（土地残余法）を採用している。

開発法とは、更地を一体利用することが合理的と認められるときは、価格時点において、当該更地に最有效使用の建物が建築・販売されることを想定し、販売総額から通常の建物建築費相当額及び発注者が直接負担すべき通常の付帯費用を控除して求める手法であり、これにより求められた試算価格を「開発法による価格」という。

原価法とは、価格時点における対象不動産の再調達原価を求め、この再調達原価について減価修正を行って対象不動産の試算価格を求める手法であり、これにより求められた試算価格を「積算価格」という。

4. 標準地の価格等の公示、閲覧措置

土地鑑定委員会は、標準地の単位面積当たりの正常な価格を判定したときは、すみやかに、次の諸事項（以下「公示事項」という。）を官報で公示するものとされている（法第6条、規則第5条）。

- ア 標準地の所在及び地番
- イ 標準地に関連してある住居表示
- ウ 標準地の単位面積当たりの価格及び価格判定の基準日
- エ 標準地の地積及び形状
- オ 標準地及びその周辺の土地の利用の現況
- カ 標準地の前面道路の状況
- キ 標準地についての水道、ガス供給施設及び下水道の整備の状況
- ク 標準地の鉄道その他の主要な交通施設との接近の状況
- ケ 標準地に係る都市計画法その他法令に基づく制限で主要なもの

- コ その他、標準地の鑑定評価において採用した資料及び標準地についての土地の客観的価値に作用する諸要因に関する事項で土地鑑定委員会が必要と認めるもの

また、土地鑑定委員会は、公示後すみやかに関係市町村長（東京都 23 区及び政令指定都市については区長）に対し、公示事項のうち、当該市区町村が属する都道府県に存する標準地に係る部分を記載した書面及び当該標準地の所在を表示する図面を送付することとされており、関係市区町村長は、閲覧の場所及び閲覧に関する規程を定めてこれを告示し、送付を受けた日から 3 年間上記の書面及び図面を一般の閲覧に供することとされている（法第 7 条、地価公示法施行令（昭和 44 年政令第 180 号）第 1 条）。

国土交通省不動産・建設経済局ホームページ（<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/index.html>）においても、令和 2 年地価公示より、公示事項及び標準地の所在を表示する図面を掲載している。

さらに、国土交通省土地総合情報システムのホームページ（<https://www.land.mlit.go.jp/webland/>）では、地価公示が開始された昭和 45 年以降の公示価格の検索や、鑑定評価員が作成した鑑定評価書の閲覧ができるようになっている

5. 公示価格の効力等

標準地の価格等が公示されると、次のような効果が発生する。

- (1) 不動産鑑定士は、公示区域内の土地について鑑定評価を行う場合において、当該土地の正常な価格を求めるときは、公示価格を規準としなければならない（法第 8 条）。公示価格を規準とするとは、対象土地の更地としての価格を求めるに際して、当該対象土地とこれに類似する利用価値を有すると認められる 1 又は 2 以上の標準地との位置、地積、環境等の土地の客観的価値に作用する諸要因についての比較を行ない、その結果に基づき、当該標準地の公示価格と当該対象土地の価格との間に均衡を保たせることをいうとされている（法第 11 条）。この場合、対象土地の価格判定の基準日と標準地の価格判定の基準日（毎年 1 月 1 日）とは異なるのが通例と思われるが、その際には、二つの基準日の間の地価の変動を考慮して、必要に応じていわゆる時点修正を行わなければならない。
- (2) 土地収用法その他の法律によって土地を収用することができる事業を行う者は、公示区域内の土地を当該事業の用に供するため取得する場合（当該土地に関して地上権その他当該土地の使用又は収益を制限する権利が存する場合においては、当該土地を取得し、かつ、当該権利を消滅させる場合）において、当該土地の取得価格（当該土地に関して地上権その他当該土地の使用又は収益を制限する権利が存する場合においては、当該権利を消滅させるための対価を含む。）を定めるときは、公示価格を規準としなければならない（法第 9 条）。
- (3) 収用委員会は、収用に係る土地に対する補償金の額を算定する際には、事業の認定の告示の時における相当な価格に権利取得裁決の時までの物価の変動に応ずる修正率を乗じて算定することとなっているが、公示区域内の土地について、この相当な価格を算定す

るときは、公示価格を規準として算定した当該土地の価格を考慮しなければならない（法第 10 条）。

- (4) 公示区域内において、土地の取引を行う者は、公示価格を指標として取引を行うように努めなければならない（法第 1 条の 2）。
- (5) 地方公共団体、土地開発公社等は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）の規定に基づいて、公示区域内の一定の土地を有償で譲渡しようとする土地の所有者等が都道府県知事に届出又は申出した土地を買取ろうとする場合は、公示価格を規準としなければならない（公有地の拡大の推進に関する法律第 7 条）。
- (6) 都道府県知事は、公示区域内の土地について国土利用計画法の規定に基づいて基準価格（許可申請に係る土地の所有権の価額、不許可の場合の土地の所有権の買取り価額、届出に係る土地の所有権の価額及び遊休土地の買取り価額）を算定する場合は、公示価格を規準として算定しなければならない（国土利用計画法第 16 条第 1 項第 1 号、第 19 条第 2 項、第 27 条の 5 第 1 項第 1 号、第 27 条の 8 第 1 項第 1 号、第 33 条）。
- (7) 土地基本法（平成元年法律第 84 号）第 16 条の公的 土地評価の適正化等の規定を踏まえ、土地の相続税評価及び固定資産税評価については、公示価格を基準等として、その一定割合程度を評価割合として評価が行われる。

II 令和 4 年地価公示の実施状況

1. 標準地の設定対象区域

令和 4 年地価公示は、令和 4 年 1 月 1 日現在において、**公示区域**（地価公示法施行規則（昭和 44 年建設省令第 55 号）及び平成 25 年国土交通省告示第 1307 号）を対象として行われた。

標準地の設定区域は、全国の市街化区域及び市街化調整区域に区分された都市計画区域約 52,182 平方キロメートル並びにその他の都市計画区域約 50,688 平方キロメートル計約 102,870 平方キロメートルの区域並びに都市計画区域外の公示区域で、対象市区町村は 1,376 （23 特別区、787 市、528 町（東京電力福島第一原発事故に伴う避難指示区域内において調査を休止している福島県双葉郡大熊町及び双葉町の 2 町を含む。）及び 38 村）である。

なお、地価公示の機能の強化を図るため、地価動向が安定している区域の一部の標準地について隔年で調査を行うこととし、地価の個別化・多極化が見られる区域に標準地を設定した。隔年で調査を行う標準地は、東京都、愛知県、大阪府でそれぞれ各 2 地点、その他の道府県でそれぞれ各 1 地点であり、隔年で調査を行う標準地は 50 地点である。

2. 標準地の設定数

標準地の設定数は、市街化区域 20,557 地点、市街化調整区域 1,379 地点、その他の都市計画区域 4,044 地点、都市計画区域外の公示区域 20 地点計 **26,000** 地点となっている（うち、福島第一原子力発電所事故の影響による 7 地点は調査を休止している）。なお、全ての標準地の代表性、中庸性、安定性、確定性等について点検を行った結果、適正と認められた 25,736

地点を継続の標準地として設定し、標準地の状況の変化に伴い前記条件に合致しなくなった264地点については選定替を行っている。

標準地の設定密度は、市街化区域では、全国的におおむね約0.7平方キロメートル当たり1地点、市街化調整区域では、約27平方キロメートル当たり1地点、その他の都市計画区域では、約13平方キロメートル当たり1地点となっている。

これを用途別に市街化区域、市街化調整区域、その他の都市計画区域及び都市計画区域外の公示区域ごとにみると、次のとおりである。

(1) 市街化区域

ア 住宅地と宅地見込地を合わせて14,372地点で、主として、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準工業地域に対して、三大都市圏（東京圏、大阪圏及び名古屋圏）及び地方四市（札幌市、仙台市、広島市及び福岡市）では、約0.6平方キロメートル当たり1地点となり、地方圏（三大都市圏及び地方四市を除く。）では、約1.1平方キロメートル当たり1地点の割合となっている。

イ 商業地は5,191地点で、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域に対して約0.6平方キロメートル当たり1地点の割合となっている。

ウ 工業地は994地点で、準工業地域、工業地域及び工業専用地域に対して約3.7平方キロメートル当たり1地点の割合となっている。

(2) 市街化調整区域

ア 住宅地、商業地及び工業地を合わせて1,329地点で、約28平方キロメートル当たり1地点の割合となっている。

イ 現況林地は、三大都市圏の市街化調整区域内の現況山林について50地点となっている。

(3) その他の都市計画区域

住宅地、商業地及び工業地を合わせて4,044地点で、約13平方キロメートル当たり1地点の割合となっている。

(4) 都市計画区域外の公示区域

住宅地及び商業地を合わせて20地点となっている。

III 地価公示における用途・圏域等の用語の定義

地価公示における用途・圏域等の用語の定義は次のとおりである。

1. 用途

「住宅地」とは、主として、市街化区域内の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域及び準工業地域並びに市街化調整区域並びにその他の

都市計画区域内並びに都市計画区域外の公示区域内において、居住用の建物の敷地の用に供されている土地をいう。

「宅地見込地」とは、市街化区域内の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域のうち、現に大部分の土地が農地、採草放牧地、林地等として利用されており、かつ、将来において市街化されることが社会的にみて合理的と認められる地域内の宅地化されていない土地をいう。

「商業地」とは、市街化区域内の準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに市街化調整区域並びにその他の都市計画区域内並びに都市計画区域外の公示区域内において、商業用の建物の敷地の用に供されている土地をいう。

「工業地」とは、市街化区域内並びにその他の都市計画区域内の工業地域、工業専用地域及び準工業地域並びに市街化調整区域並びに都市計画区域外の公示区域内において、工場等の敷地の用に供されている土地をいう。

なお、商業地域等内において、近隣地域の土地の利用が主に居住用であると認められる地域では住宅地の標準地として選定するなど、用途地域の区分と異なる土地の用途の標準地として選定しているものがある。

2. 三大都市圏及び地方圏

「三大都市圏」とは、東京圏、大阪圏、名古屋圏をいう。

「東京圏」とは、首都圏整備法による既成市街地及び近郊整備地帯を含む市区町の区域をいう。

「大阪圏」とは、近畿圏整備法による既成都市区域及び近郊整備区域を含む市町村の区域をいう。

「名古屋圏」とは、中部圏開発整備法による都市整備区域を含む市町村の区域をいう。

「地方圏」とは、三大都市圏を除く地域をいう。

各地方のうち

「北海道地方」とは、北海道を、

「東北地方」とは、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県を、

「関東地方」とは、茨城県（東京圏を除く。）、栃木県、群馬県、埼玉県（東京圏を除く。）、千葉県（東京圏を除く。）、東京都（東京圏を除く。）、神奈川県（東京圏を除く。）、山梨県及び長野県を、

「北陸地方」とは、富山県、石川県及び福井県を、

「中部地方」とは、岐阜県、静岡県、愛知県（名古屋圏を除く。）及び三重県（名古屋圏を除く。）を、

「近畿地方」とは、滋賀県、京都府（大阪圏を除く。）、兵庫県（大阪圏を除く。）及び和歌山县を、

「中国地方」とは、鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県を、

「四国地方」とは、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県を、

「九州・沖縄地方」とは、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県をいう。

3. 平均価格及び平均変動率

「平均価格」とは、標準地ごとの1平方メートル当たりの価格の合計を当該標準地数で除して求めたものをいう。

「平均変動率」とは、前年から継続している標準地（継続標準地）ごとの価格の対前年変動率の合計を当該標準地数で除して求めたものをいう。

なお、土地利用の変化等から標準地の変更（選定替え）を毎年行っているとともに、標準地数が増減する年もある。

また、平成25年地価公示より、準工業地域、市街化調整区域内の地点を標準地の用途分類に合わせて、住宅地、商業地、工業地に分類し、変動率を求めている。

IV 都道府県地価調査の制度

本調査は、国土利用計画法による土地取引の規制を適正かつ円滑に実施するため、都道府県知事が毎年1回基準地の価格調査を実施し、その結果を公表するものである。これは、国の行う地価公示とあわせて一般の土地の取引価格の指標ともなるものである。

V 令和4年都道府県地価調査の実施状況

1. 対象区域及び地点数

全国47都道府県の全域

宅 地 21,010 地点

林 地 434 地点

計 21,444 地点

なお、福島第一原子力発電所の事故の影響による12地点（宅地11地点、林地1地点）及び令和2年7月豪雨により甚大な被害を受けた熊本県においては宅地1地点で調査を休止した。

2. 価格時点

令和4年7月1日

3. 価格の判定

基準地について、不動産鑑定士の鑑定評価を求め、これに基づいて都道府県知事が正常価格の判定を行ったものである。

付属資料2 地価公示と都道府県地価調査に基づく地価動向の特徴

1. 令和4年地価公示（R3.1.1～R4.1.1）

令和3年1月以降の1年間の地価動向の概要は下記のとおりである。

全国平均では、全用途平均・住宅地・商業地のいずれも2年ぶりに上昇に転じた。工業地は6年連続の上昇であり、上昇率が拡大した。

三大都市圏平均では、全用途平均・住宅地・商業地のいずれも2年ぶりに上昇に転じた。工業地は8年連続の上昇であり、上昇率が拡大した。

地方圏平均では、全用途平均・住宅地・商業地のいずれも2年ぶりに上昇に転じた。工業地は5年連続の上昇であり、上昇率が拡大した。

新型コロナウイルス感染症の影響が徐々に緩和される中で、全体的に昨年からは回復傾向が見られる。

【住宅地】

圏域別にみると、

- ・東京圏の平均変動率は0.6%と2年ぶりに上昇に転じた。
- ・大阪圏の平均変動率は0.1%と2年ぶりに上昇に転じた。
- ・名古屋圏の平均変動率は1.0%と2年ぶりに上昇に転じた。
- ・地方圏のうち、地方四市（札幌市、仙台市、広島市、福岡市）の平均変動率は5.8%と9年連続の上昇であり、上昇率が拡大した。地方四市を除くその他の地域の平均変動率は▲0.1%と2年連続の下落であるが、下落率が縮小した。

【商業地】

圏域別にみると、

- ・東京圏の平均変動率は0.7%と2年ぶりに上昇に転じた。
- ・大阪圏の平均変動率は0.0%と横ばいに転じた。
- ・名古屋圏の平均変動率は1.7%と2年ぶりに上昇に転じた。
- ・地方圏のうち、地方四市の平均変動率は5.7%と9年連続の上昇であり、上昇率が拡大した。地方四市を除くその他の地域の平均変動率は▲0.5%と2年連続の下落であるが、下落率が縮小した。

【工業地】

圏域別にみると、

- ・東京圏の平均変動率は3.3%と9年連続の上昇、大阪圏の平均変動率は2.5%と7年連続の上昇であり、いずれも上昇率が拡大した。名古屋圏の平均変動率は1.6%と2年ぶりに上昇に転じた。

- ・地方圏のうち、地方四市の平均変動率は7.4%と9年連続の上昇であり、上昇率が拡大した。地方四市を除くその他の地域の平均変動率は0.8%と4年連続の上昇であり、上昇率が拡大した。

この1年の地価動向を都道府県地価調査との共通地点における半年ごとの地価変動率で見ると、前半（R3.1.1～R3.7.1）は、経済活動は持ち直しの動きが広がり、取引が回復したことにより、住宅地、商業地は、大阪圏及び地方圏その他の商業地を除き若干の上昇又は横ばいとなっている。後半（R3.7.1～R4.1.1）は、経済活動の持ち直しの動きが継続され、住宅地、商業地ともにすべての圏域において地価は上昇又は横ばいとなっている。

ただし、共通地点は比較的需要が堅調であった各地域の優良な住宅地やオフィス需要が中心となる商業地が含まれる割合が高いことに留意する必要がある。

2. 令和4年地価調査（R3.7.1～R4.7.1）

令和3年7月以降の1年間の地価動向の概要は下記のとおりである。

全国平均では、全用途平均が3年ぶりに上昇に転じた。住宅地は3年ぶりに上昇に転じた。商業地は3年ぶりに上昇に転じた。工業地は5年連続で上昇し、上昇率は拡大した。

三大都市圏平均では、全用途平均は2年連続で上昇し、上昇率が拡大した。住宅地は横ばいから上昇に転じた。商業地は10年連続で上昇し、上昇率が拡大した。工業地は9年連続で上昇し、上昇率が拡大した。

地方圏平均では、全用途平均・住宅地は下落が継続しているが、下落率は縮小した。商業地は3年連続で下落しているが、下落率は縮小した。工業地は2年連続で上昇し、上昇率が拡大した。

経済活動の正常化が進む中で、新型コロナウイルス感染症の影響等により弱含んでいた住宅・店舗等の需要は回復傾向にある。

【住宅地】

圏域別にみると、

- ・東京圏の平均変動率は1.2%と、2年連続で上昇し、上昇率が拡大した。
- ・大阪圏の平均変動率は0.4%と、3年ぶりに下落から上昇に転じた。
- ・名古屋圏の平均変動率は1.6%と、2年連続で上昇し、上昇率が拡大した。
- ・地方圏のうち、地方四市（札幌市、仙台市、広島市、福岡市）の平均変動率は6.6%と、10年連続で上昇し、上昇率が拡大した。地方四市を除くその他の地域の平均変動率は▲0.5%と、下落が継続しているが、下落率は縮小した。

【商業地】

圏域別にみると、

- ・東京圏の平均変動率は2.0%と、10年連続で上昇し、上昇率が拡大した。
- ・大阪圏の平均変動率は1.5%と、2年ぶりに下落から上昇に転じた。
- ・名古屋圏の平均変動率は2.3%と、2年連続で上昇し、上昇率が拡大した。
- ・地方圏のうち、地方四市の平均変動率は6.9%と、10年連続で上昇し、上昇率が拡大した。地方四市を除くその他の地域の平均変動率は▲0.5%と、下落が継続しているが、下落率は縮小した。

【工業地】

圏域別にみると、

- ・東京圏の平均変動率は3.7%と、10年連続で上昇し、上昇率が拡大した。大阪圏の平均変動率は3.3%と、8年連続で上昇し、上昇率が拡大した。名古屋圏の平均変動率は2.1%と、2年連続で上昇し、上昇率が拡大した。
- ・地方圏のうち、地方四市の平均変動率は10.3%と、10年連続で上昇し、上昇率が拡

大した。地方四市を除くその他の地域の平均変動率は1.0%と、2年連続で上昇し、上昇率が拡大した。

この1年の地価動向を地価公示との共通地点における半年ごとの地価変動率で見ると、前半（R3.7.1～R4.1.1）は、地方圏のうち地方四市を除くその他の地域の商業地以外で全て上昇となり、後半（R4.1.1～R4.7.1）は、住宅地、商業地の全ての圏域で上昇となった。住宅地、商業地の各圏域とも概ね前半より後半で上昇率が拡大した。

ただし、共通地点は比較的需要が堅調であった各地域の優良な住宅地やオフィス需要が中心となる商業地が含まれる割合が高いことに留意する必要がある。

付属資料3 地目の認定（固定資産評価基準、不動産登記、財産評価基本通達）

I 固定資産評価基準の評価地目

第1節 通則

一 土地の評価の基本

土地の評価は、次に掲げる土地の地目の別に、それぞれ、以下に定める評価の方法によつて行うものとする。この場合における土地の地目の認定に当たつては、当該土地の現況及び利用目的に重点を置き、部分的に僅少の差異の存するときであつても、土地全体としての状況を観察して認定するものとする。

- (1) 田
- (2) 畑
- (3) 宅地
- (4) 削除
- (5) 鉱泉地
- (6) 池沼
- (7) 山林
- (8) 牧場
- (9) 原野
- (10) 雜種地

【以下は「問答式 固定資産税の法律実務」による】

一 課税台帳記載地目

(一) 固定資産評価基準では、地目は、土地の現況及び利用目的によることになっています（1章1節一）ので、登記されている土地について課税台帳に記載する地目は、登記簿上の地目と現況の地目です。

地方税法408条は、評価員に現地調査を毎年1回以上させることを定めています（判例は、この規定を訓示規定と解しています（宇都宮地判昭30・11・24 行集6・12・2805）。）。地目は毎年の実地調査の結果により定めるものです。

多数の土地を調査するため、実地調査の前に、次のような調査が行われています。

- ① 農地法による転用許可又は届出のあった土地
- ② 建築基準法による建築確認申請のあった建築物の敷地
- ③ 都市計画法29条の許可又は宅地造成等規制法8条の許可のあった土地
- ④ 地方税法602条1項に規定する事実認定申請のあった土地
- ⑤ 民間業者の販売又は配布する住宅地図、明細図、経済地図などとの照合
- ⑥ 航空写真を地図と照合し、現況地目が異なっていると思われる土地
- ⑦ 多数の分筆、合筆登記が行われている地域

⑧ 家屋と土地の課税台帳の照合により、家屋の課税がなされているのに、土地の地目が宅地とされていない土地

(二) 不動産登記では、一筆の土地について地目は一つです。

地方税法 381 条 1 項に定める課税台帳に登録する事項は、不動産登記法 27 条 3 号及び 34 条 1 項各号により登記する事項になっています。したがって、課税台帳の地目も、一筆の土地に一つの地目が原則です。一筆ごとに現況地目を認定します。

地目は土地の主たる用途により田、畑、宅地等に区分することになっています（不登規 99）。

土地の地目は、現況及び利用目的に重点を置き、部分的に僅少の差異の存するときでも、土地全体の状況を観察して認定するものとします（評価基準 1 章 1 節一）。

建物の直下敷地だけを宅地とするのではなく、それに続く菜園、植込み、池なども宅地とされます。

遊園地、運動場、野球場、自動車練習場、ゴルフ場も、建物が主で、それ以外の広場、庭園、通路部分が従の場合は、宅地とし、建物敷地以外の土地の利用が主で、建物敷地が従の場合は雑種地とされています。

固定資産税課税台帳も一筆の土地について、二つの地目を定めてもよいとするものではありませんが、一筆の土地が相当規模面積で二つ以上の全く別個の用途に利用されていて、本来分筆して別々の地目にしなければならないのに、分筆登記がされていない場合など特殊な場合には、現況で各地目の面積を実測した上、それぞれの地目、地積について評価をして、これを合算した評価額を一筆の土地の評価額とすることもあります。

一筆の土地の一部が、（他の利用目的に供され）別地目になったと認定されるときは、所有者の申請がなくても、登記官は、その土地の分筆をするものとされています（不登 39 II）。

しかし、現実には、所有者からの分筆登記申請なしに、登記官が職権で分筆登記をすることは、ほとんどないようです。

市町村長は、登記官に職権発動を促し、分筆登記をさせることができます。

二 地目認定

不動産登記事務取扱手続準則 68 条及び 69 条に基づいて、田、畑、宅地、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、雑種地について、説明します。

(1) 田

農地とは、耕うん、整地、播種、施肥、除草などの肥培管理を行って農作物を栽培する土地です。田は、田の設備（畦畔）があり、用水を利用して耕作する土地をいい、それ以外の農地を畑といいます。

水田（水稻の栽培地、畦畔も含みます。）、わさび田、はす田、い草田、畦畔を存置した杞

柳田（杞柳は、茎を行李、果物籠を編む材料にする植物）、田畠輪換地を田とします。

休耕田、田の設備（畦畔）を残して畠又は養魚池などとして使用している場合も、地目を田にします。

(2) 畑

麦畠、蔬菜畠、豆畠、芋畠、陸稻畠、花畠、たばこ畠、綿畠、芝畠、果樹園、茶畠、桑畠、苗圃（林業用樹木の植林地は畠ではありません。）、牧場外牧草栽培地、恒久的設備でない農機具小屋の敷地、筍をとるため肥培管理された竹藪、松茸等をとるため肥培管理された山林、栗などの実をとるため肥培管理された林、田の設備（畦畔）のない杞柳を植えた土地その他田以外の農地を畠とします。

ビニールハウス、温室の敷地のうち、ビニールハウスや温室に床がなく、その中で土を直接耕作しているときも畠とします。

(3) 宅地

宅地とは、建物の敷地及びその維持若しくは効用を果たすために必要な土地をいうもので
す（不登事務準則 68③）。

建物（家屋、住家、店舗、工場、倉庫など）の敷地、庭園（植込み、築山、池など）、屋敷内
の家庭菜園、私道、建物に附属する干場、工場に附隨する設備の敷地などを宅地として取
り扱います。

海産物を乾燥する場所の区域内に永久的設備と認められる建物がある場合には、その敷地
の区域に属する部分だけを宅地とします（同 69②）。

耕作地の区域内にある農具小屋等の敷地は、その建物が永久的設備と認められるものに限
り、宅地とします（同 69③）。

遊園地、運動場、ゴルフ場及び飛行場については、建物の利用を主とする建物敷地以外の
部分が建物に附隨する庭園にすぎないと認められる場合には、その全部を一団として宅地と
します（同 69⑥）。

競馬場内の土地については、事務所、観覧席及び厩舎等永久的設備と認められる建物の敷
地及びその附属地は、宅地とします（同 69⑧）。

テニスコート、プールについては、宅地に接続するものは宅地とします（同 69⑨）。

ガスタンク敷地、石油タンク敷地は、宅地とします（同 69⑩）。

工場又は営業場に接続する物干場又はさらし場は、宅地とします（同 69⑪）。

火葬場の用地は、その構内に建物の設備がある場合には、構内全部を宅地とします（同 69
⑫）。

陶器かまどの設けられた土地については、永久的設備と認められる雨おおいがある場合に
は、宅地とします（同 69⑯）。

鉄道高架下を商店、歓楽街などに利用する場合は、その敷地は宅地とし、鉄道用地と認定
しません。

現に耕作されていても、宅地の一時的、変則的な耕作のように、耕作の用に供される土地

でない場合には、農地法上の農地ではないとされています（最判昭 28・5・28 民集 7・5・586、最判昭 33・10・24 民集 12・14・3213、甲府地判昭 34・7・2 行集 10・7・1241）。土地区画整理が終了し、電気、ガス、水道などの設備があり、道路に、側溝などがある登記地目が宅地の土地について、現に適切な肥培管理がされ、作物が収穫されていたとしても、その土地の本来の使用目的が宅地で、耕作を目的とする土地でない場合には、耕作の期間が仮にかなり長期間にわたっても、一時的、変則的な耕作と認めて、現況地目を宅地としてよいと思います。

(4) 鉱泉地

鉱泉（温泉を含みます。）の湧出口及びその維持に必要な土地を鉱泉地とします（不登事務準則 68⑦）。

鉱泉を一時溜めておく施設、鉱泉を利用する所まで引水するための導管、送湯管が敷設されている土地、高温の温泉の湧出口の危険防止施設、自然湧出口を小屋で囲ったもの、人工的に掘削して動力で汲み上げる施設の各敷地も鉱泉地とします。

温泉（温泉法）とは、温泉源から採取されるときの温度摂氏 25 度以上、又は温泉法の定める物質を含む地下から湧出する温水、鉱水及び水蒸気のことです。

(5) 池沼

灌漑用水でない水の貯溜池（自然のもの、人工のもの）を池沼とします（不登事務準則 68⑧）。

田を、釣り堀、養魚池（食用、観賞用）などに変更した場合も、畦などを残していない場合には池沼と認定しています。

発電用ダムのため水没した山林、宅地、原野、田、畑なども池沼とします。

(6) 山林

耕作の方法によらないで竹木の生育する土地を山林とします（不登事務準則 68⑨）。

耕作とは、土地に、労働又は資金を加えて、肥培管理を行って作物を栽培することをいいます。肥培管理とは、作物を生育するため耕うん、整地、灌漑、排水、播種、施肥、除草、農薬散布などの全部又は一部の作業をすることをいいます。

形態上は、普通山林、平地山林、石山、芝草山に区分されます。

利用上は、用材林、薪炭林、採取用林（果実、筍、きのこ）、鉱物採取用林（石、鉱物）、採草用地、鳥獣繁殖用山林等に区分されます。

筍を採るため肥培管理された竹藪、松茸等を採るため肥培管理された山林、栗などの実を採るため肥培管理された林の地目は、畠です。採取山林は、肥培管理しないで、果実、きのこなどを採取するものです。

石灰石採掘鉱山であったが廃坑となり植林不可能な竹林の生育していない土地も山林とします。

(7) 牧場

獣畜を放牧する土地を牧場とします（不登事務準則 68⑩）。

牧畜のために使用する建物の敷地、牧草栽培地及び林地等で牧場地域内にあるものは、全

て牧場とします（同 69④）。

(8) 原野

耕作の方法によらないで雑草、灌木類の生育する土地を原野とします（不登事務準則 68⑪）。

(9) 雜種地

雑種地は、どの地目にも入らない土地です。

1 不動産登記事務取扱手続準則 69 条に明記されている雑種地を、次に述べます。

水力発電のための水路、排水路は、雑種地と認定します（不登事務準則 69⑤）。遊園地、運動場、ゴルフ場、飛行場の建物敷地以外の土地を雑種地と認定しますが、一部に建物がある場合でも、建物敷地以外の土地の利用を主とし、建物はその附隨的なものにすぎないと認められるときは、その全部を一団として雑種地とします。ただし、道路、溝渠その他により建物敷地として判然区分し得る状況にあるものは、これを区分して宅地としても差し支えありません（同 69⑦）。

競馬場内の土地については、馬場は雑種地とし、その他の土地は、現況に応じてその地目を定めます（同 69⑧）。

テニスコート、プールについては、宅地に接続しないものは雑種地とします（同 69⑨）。

火葬場の用地は、建物の設備のない場合には、雑種地とします（同 69⑫）。

高圧線の下の土地で他の目的に使用することができない区域は、雑種地とします（同 69⑬）。

鉄塔敷地又は変電所敷地は、雑種地とします（同 69⑭）。

坑口、やぐら敷地は、雑種地とします（同 69⑮）。

製練所の煙道敷地は、雑種地とします（同 69⑯）。

陶器かまどの設けられた土地については、永久的設備と認められる雨おおいの設備がない場合には雑種地とします（同 69⑰）。

木場（木ぼり）の区域内の土地は、建物がない限り、雑種地とします（同 69⑱）。

2 不動産登記事務取扱手続準則 69 条に明記されていませんが、次の土地も、雑種地とされています。

自動車展示場、ガソリンスタンド、廃棄物処理用地、駐車場、自動車教習所、記念碑、記念樹敷地、動物の墓地、資材置場、原料置場、石切場、地下鉄工事の廃土一時置き場（昭 42・12 東京都固定資産税課あて自治省固定資産税課回答）

通常の利用ができない岩場、荒地、特定の目的のため利用されていない土地も雑種地とします。

以前畠であった土地であるが農耕を放棄して雑草などが生えていて休耕している畠と認定できない特定の目的のため利用されていない土地、わずかに作物は存在しても適切な肥培管理がされていないため畠と認定することができない特定の目的のため利用されていない土地も雑種地となります。

3 雜種地のうち、固定資産評価基準に評価方法が特殊な定め方をしている用地を説明しま

す。

(1) ゴルフ場等の用に供する土地

ゴルフ場、遊園地、運動場、野球場、競馬場及びこれらに類似する施設の用に供する一団の土地

(2) 鉄軌道用地

a. 線路敷地

b. 停車場建物、転・遷車台、給炭水設備、給油設備、検車洗浄設備又はプラットホーム・積卸場の用に供する土地

c. 前記 a. b. の土地に接する土地で、変電所、車庫、倉庫（資材置場を含みます。）、踏切番又は保線区、検車区、車掌区、電力区、通信区等の現業従業員の詰所の用に供するもの

d. 複合利用鉄軌道用地

ただし、次のような土地は鉄軌道用地と認定しないことになっています。

- i 新幹線騒音対策、防備のための沿線土地
- ii 下を歓楽街として使用している鉄道高架敷地
- iii 地下鉄工事のための一時廃土置き場

(10) その他

その他、以下のような地目が掲げられています。

- ① 砂防指定地
- ② 特別緑地保全区域内の土地
- ③ 大規模工場用地
- ④ 保安空地等

出典：「問答式 固定資産税の法律実務」固定資産税実務研究会編集 新日本法規出版(株)

(注) 同資料 96～100-2・137・138・143 ページの内容を抜粋し再構成した。

Ⅱ 不動産登記の地目認定

【不動産登記事務取扱手続準則（平成 17. 2. 25 法務省民二 456）】

第2款 土地の表示に関する登記

（地目）

第68条 次の各号に掲げる地目は、当該各号に定める土地について定めるものとする。

この場合には、土地の現況及び利用目的に重点を置き、部分的にわずかな差異の存するときでも、土地全体としての状況を観察して定めるものとする。

- (1) 田 農耕地で用水を利用して耕作する土地
- (2) 畑 農耕地で用水を利用しないで耕作する土地
- (3) 宅地 建物の敷地及びその維持若しくは効用を果すために必要な土地
- (4) 学校用地 校舎、附属施設の敷地及び運動場
- (5) 鉄道用地 鉄道の駅舎、附属施設及び路線の敷地
- (6) 塩田 海水を引き入れて塩を採取する土地
- (7) 鉱泉地 鉱泉（温泉を含む。）の湧出口及びその維持に必要な土地
- (8) 池沼 かんがい用水でない水の貯留池
- (9) 山林 耕作の方法によらないで竹木の生育する土地
- (10) 牧場 家畜を放牧する土地
- (11) 原野 耕作の方法によらないで雑草、かん木類の生育する土地
- (12) 墓地 人の遺体又は遺骨を埋葬する土地
- (13) 境内地 境内に属する土地であって、宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 3 条第 2 号及び第 3 号に掲げる土地（宗教法人の所有に属しないものを含む。）
- (14) 運河用地 運河法（大正 2 年法律第 16 号）第 12 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる土地
- (15) 水道用地 専ら給水の目的で敷設する水道の水源地、貯水池、ろ水場又は水道線路に要する土地
- (16) 用悪水路 かんがい用又は悪水はいせつ用の水路
- (17) ため池 耕地かんがい用の用水貯留池
- (18) 堤 防水のために築造した堤防
- (19) 井溝 田畠又は村落の間にある通水路
- (20) 保安林 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づき農林水産大臣が保安林として指定した土地
- (21) 公衆用道路 一般交通の用に供する道路（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）による道路であるかどうかを問わない。）
- (22) 公園 公衆の遊楽のために供する土地
- (23) 雜種地 以上のいずれにも該当しない土地

(地目の認定)

第69条 土地の地目は、次に掲げるところによって定めるものとする。

- (1) 牧草栽培地は、畑とする。
- (2) 海産物を乾燥する場所の区域内に永久的設備と認められる建物がある場合には、その敷地の区域に属する部分だけを宅地とする。
- (3) 耕作地の区域内にある農具小屋等の敷地は、その建物が永久的設備と認められるものに限り、宅地とする。
- (4) 牧畜のために使用する建物の敷地、牧草栽培地及び林地等で牧場地域内にあるものは、すべて牧場とする。
- (5) 水力発電のための水路又は排水路は、雑種地とする。
- (6) 遊園地、運動場、ゴルフ場又は飛行場において、建物の利用を主とする建物敷地以外の部分が建物に附隨する庭園に過ぎないと認められる場合には、その全部を一団として宅地とする。
- (7) 遊園地、運動場、ゴルフ場又は飛行場において、一部に建物がある場合でも、建物敷地以外の土地の利用を主とし、建物はその附隨的なものに過ぎないと認められるときは、その全部を一団として雑種地とする。ただし、道路、溝、堀その他により建物敷地として判然区分することができる状況にあるものは、これを区分して宅地としても差し支えない。
- (8) 競馬場内の土地については、事務所、観覧席及びきゅう舎等永久的設備と認められる建物の敷地及びその附属する土地は宅地とし、馬場は雑種地とし、他の土地は現況に応じてその地目を定める。
- (9) テニスコート又はプールについては、宅地に接続するものは宅地とし、その他は雑種地とする。
- (10) ガスタンク敷地又は石油タンク敷地は、宅地とする。
- (11) 工場又は営業場に接続する物干場又はさらし場は、宅地とする。
- (12) 火葬場については、その構内に建物の設備があるときは構内全部を宅地とし、建物の設備のないときは雑種地とする。
- (13) 高圧線の下の土地で他の目的に使用することができない区域は、雑種地とする。
- (14) 鉄塔敷地又は変電所敷地は、雑種地とする。
- (15) 坑口又はやぐら敷地は、雑種地とする。
- (16) 製錬所の煙道敷地は、雑種地とする。
- (17) 陶器かまどの設けられた土地については、永久的設備と認められる雨覆いがあるときは宅地とし、その設備がないときは雑種地とする。
- (18) 木場（木ぼり）の区域内の土地は、建物がない限り、雑種地とする。

III 財産評価基本通達の評価地目

第2章 土地及び土地の上に存する権利

第1節 通則

(土地の評価上の区分)

7 土地の価額は、次に掲げる地目の別に評価する。ただし、一体として利用されている一団の土地が2以上の地目からなる場合には、その一団の土地は、そのうちの主たる地目からなるものとして、その一団の土地ごとに評価するものとする。

なお、市街化調整区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条((区域区分))第3項に規定する「市街化調整区域」をいう。以下同じ。）以外の都市計画区域（同法第4条((定義))第2項に規定する「都市計画区域」をいう。以下同じ。）で市街地的形態を形成する地域において、40((市街地農地の評価))の本文の定めにより評価する市街地農地（40-3((生産緑地の評価))に定める生産緑地を除く。）、49((市街地山林の評価))の本文の定めにより評価する市街地山林、58-3((市街地原野の評価))の本文の定めにより評価する市街地原野又は82((雑種地の評価))の本文の定めにより評価する宅地と状況が類似する雑種地のいずれか2以上の地目の土地が隣接しており、その形状、地積の大小、位置等からみてこれらを一団として評価することが合理的と認められる場合には、その一団の土地ごとに評価するものとする。

地目は、課税時期の現況によって判定する。（昭47直資3-16・平3課評2-4外・平11課評2-12外・平16課評2-7外・平18課評2-27外・平29課評2-46外改正）

- (1) 宅地
- (2) 田
- (3) 畑
- (4) 山林
- (5) 原野
- (6) 牧場
- (7) 池沼
- (8) 削除
- (9) 鉱泉地
- (10) 雜種地

(注) 地目の判定は、不動産登記事務取扱手続準則（平成17年2月25日付民二第456号法務省民事局長通達）第68条及び第69条に準じて行う。ただし、「(4)山林」には、同準則第68条の「(20)保安林」を含み、また「(10)雑種地」には、同準則第68条の「(12)墓地」から「(23)雑種地」まで（「(20)保安林」を除く。）に掲げるものを含む。

付属資料4 地目別の評価（固定資産評価基準、財産評価基本通達）

※宅地、農地、山林は除く

I 固定資産評価基準における地目別の評価

第5節 鉱泉地

一 鉱泉地の評価

鉱泉地の評価は、当該鉱泉地の基準年度の前年度の価額に当該鉱泉地の鉱泉を利用する温泉地に存する宅地の基準年度における価額の前基準年度における価額に対する割合を乗じて求める方法によるものとする。ただし、新たに鉱泉地となつた土地又は上記の方法によつて評価することが適当でないと市町村長が判断した鉱泉地については、当該鉱泉地の鉱泉を利用する温泉地と状況が類似する温泉地に係る鉱泉地の価額に比準してその価額を求める方法によるものとする。また、湯温又はゆう出量等に急激な変化が生じたことにより、当該基準年度の前年度における価額を基礎として求めた価額が適当でないと認められるときは、必要に応じ、当該価額に増減する額を加算し、又は控除した後の価額によつて当該鉱泉地の基準年度の価額を求める方法によるものとする。

二 こ渇した鉱泉地等の評価の特例

こ渇した鉱泉地又は未利用の鉱泉地については、一によつて求めた価額を、その実情に応じ、減額して評価するものとする。

第6節 池沼

池沼の評価は、池沼の売買実例価額から評定する適正な時価によつてその価額を求める方法によるものとする。ただし、市町村内に池沼の売買実例価額がない場合においては、池沼の位置、形状、利用状況等を考慮し、附近の土地の価額に比準してその価額を求める方法によるものとする。

第8節 牧場

牧場の評価は、牧場の売買実例価額から評定する適正な時価によつてその価額を求める方法によるものとする。ただし、市町村内に牧場の売買実例価額がない場合においては、牧場の位置、土性、地形等を考慮し、附近の土地の価額に比準してその価額を求める方法によるものとする。

第9節 原野

原野の評価は、原野の売買実例価額から評定する適正な時価によつてその価額を求める方法によるものとする。ただし、市町村内に原野の売買実例価額がない場合においては、原野の位置、その利用状況等を考慮し、附近の土地の価額に比準してその価額を求める方法によるものとする。

第 10 節 雜種地

一 雜種地の評価

雜種地の評価は、二及び三に掲げる土地を除き、雜種地の売買実例価額から評定する適正な時価によつてその価額を求める方法によるものとする。ただし、市町村内に売買実例価額がない場合においては、土地の位置、利用状況等を考慮し、附近の土地の価額に比準してその価額を求める方法によるものとする。

二 ゴルフ場等用地の評価

ゴルフ場、遊園地、運動場、野球場、競馬場及びその他これらに類似する施設（以下「ゴルフ場等」という。）の用に供する一団の土地（当該一団の土地のうち当該ゴルフ場等がその効用を果たす上で必要がないと認められる部分を除く。以下「ゴルフ場等用地」という。）の評価は、当該ゴルフ場等を開設するに当たり要した当該ゴルフ場等用地の取得価額に当該ゴルフ場等用地の造成費（当該ゴルフ場等用地の造成に通常必要と認められる造成費によるものとし、芝購入費、芝植付費及び償却資産として固定資産税の課税客体となるものに係る経費を除く。）を加算した価額を基準とし、当該ゴルフ場等の位置、利用状況等を考慮してその価額を求める方法によるものとする。この場合において、取得価額及び造成費は、当該ゴルフ場等用地の取得後若しくは造成後において価格事情に変動があるとき、又はその取得価額若しくは造成費が不明のときは、附近の土地の価額又は最近における造成費から評定した価額によるものとする。

三 鉄軌道用地の評価

1 次に掲げる鉄道又は軌道による運送の用（以下単に「運送の用」という。）に供する土地（以下「鉄軌道用地」という。）の評価は、2に定めるものを除き、当該鉄軌道用地に沿接する土地の価額の3分の1に相当する価額によつてその価額を求める方法によるものとする。この場合において、「鉄軌道用地に沿接する土地の価額」は、当該鉄軌道用地をその沿接する土地の地目、価額の相違等に基づいて区分し、その区分した鉄軌道用地に沿接する土地の価額、その区分した鉄軌道用地の地積等を総合的に考慮して求めるものとする。

- (1) 線路敷（工場の敷地内にあるものを除く。）の用に供する土地
- (2) 停車場建物、転・遷車台、給炭水設備、給油設備、検車洗浄設備又はプラットホーム・積卸場の用に供する土地
- (3) (1)又は(2)の土地に接する土地で、変電所、車庫、倉庫（資材置場を含む。）、踏切番舎又は保線区、検車区、車掌区、電力区、通信区等の現業従業員の詰所の用に供するもの

2 鉄軌道用地のうち複合利用鉄軌道用地の評価は、次の(1)から(3)までに定めるところによるものとする。ただし、「小規模な鉄道施設を有する建物」（別表第7の3）に該当する建物の敷地については、地目は宅地とし、その評価は第3節に定める方法によるものとする。

(1) 複合利用鉄軌道用地とは、次に掲げるものをいう。

ア 複合利用建物（運送の用に供する部分と鉄道又は軌道による運送以外の用（以下単に「運送以外の用」という。）に供する部分を有する建物をいう。以下本節及び別表第7の3において同じ。）の敷地である鉄軌道用地（イに該当するものを除く。）

イ 鉄軌道用地でその上部に設置された人工地盤等の上に複合利用建物等（複合利用建物又は運送以外の用にのみ供する建物をいう。以下同じ。）があるものその他人工地盤等の上を運送以外の用に供するもの又は鉄軌道用地で近接する土地にある複合利用建物等の一部がその上部にあるもの

ウ 鉄軌道の高架下にある鉄軌道用地で、当該土地に運送以外の用にのみ供する建物があるものその他当該土地を運送以外の用に供するもの（アに該当するものを除く。）

(2) 複合利用建物に該当するかどうかについては、次に定めるところによるものとする。

ア 原則として一棟の建物ごとに判断するものとする。ただし、利用状況や形状等からみて当該建物を区分することができる場合には、これを区分し、当該区分された部分をそれぞれ一棟の建物とみなす。

イ 次の部分については、運送の用に供する部分とみなす。

(ア) 運送の用に供する部分を有する建物のうち運送以外の用に供する部分（運送以外の用に供する部分が連たんする場合には、当該連たんする一団の部分）で床面積が10平方メートル以下のもの

(イ) プラットホームの一部で運送以外の用に供する部分

ウ 運送の用に供する部分を有する建物のうち運送以外の用に供する部分の合計床面積が250平方メートル未満の建物は、そのすべてを運送の用に供する建物とみなす。

(3) 複合利用鉄軌道用地の評価は、原則として次のアの評価単位ごとに行い、イにより複合利用鉄軌道用地の地積を運送の用に供する部分の面積と運送以外の用に供する部分の面積であん分し、ウによりそれぞれの地積に対応する価額を算出し、これらの価額を合算してその価額を求める方法によるものとする。

ア 評価単位

(ア) (1)アに掲げる鉄軌道用地の評価は、当該建物((2)アただし書により一棟の建物とみなされたものを含む。)の敷地ごとに行うものとする。

(イ) (1)イに掲げる鉄軌道用地の評価は、人工地盤等が設置されている場合には、当該人工地盤等をその上の利用状況等に応じて区分し、その区分した部分を地表面に水平投影した範囲ごとに行うものとする。また、近接する土地にある複合利用建物等の一部が鉄軌道用地の上部にある場合には、当該部分を地表面に

水平投影した範囲ごとに行うものとする。

(ウ) (1) ウに掲げる鉄軌道用地の評価は、当該土地の利用状況等に応じて当該土地を区分し、その区分した土地ごとに行うものとする。

イ 複合利用鉄軌道用地の地積のあん分

複合利用鉄軌道用地の地積をあん分する場合において、運送の用に供する部分と運送以外の用に供する部分のそれぞれの面積の算定は、建物にあつては床面積、建物以外にあつてはその面積を用いて行うものとする。

ただし、建物の屋上が、駐車場に利用される等運送以外の用に供されている場合は当該部分の面積を運送以外の用に供する部分の面積に算入し、運送の用に供されている場合は当該部分の面積を運送の用に供する部分の面積に算入する。

この場合において、運送の用に供する部分とみなすものについては、(2)イ及びウの例によるものとする。

ウ 運送の用に供する部分又は運送以外の用に供する部分に相当する地積に対応する価額の算出

(ア) 運送の用に供する部分に相当する地積に対応する価額は、複合利用鉄軌道用地を含む鉄軌道用地に沿接する土地の価額の3分の1に相当する価額によつて求めるものとする。この場合において、「鉄軌道用地に沿接する土地の価額」は、1の例により求めるものとする。

(イ) 運送以外の用に供する部分に相当する地積に対応する価額は、複合利用鉄軌道用地の附近の土地の価額に比準して求めるものとする。この場合において、必要に応じて当該土地の利用状況、形状及び利用上の阻害要因の状況などを考慮して価額を求めるものとする。

第 11 節その他

一 砂防指定地の評価

砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 2 条の規定に基づき指定された土地（以下「砂防指定地」という。）のうち山林の評価は、当該土地が砂防指定地として指定されていないとした場合の価額に当該土地における行為の禁止又は制限の程度に応じて定めた 2 分の 1 を限度とする補正率を適用してその価額を求める方法によるものとする。ただし、令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度における評価に限り、上記の方法により難いと市町村長が判断した場合には、この限りでない。

二 特別緑地保全地区内の土地の評価

都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項に規定する特別緑地保全地区（首都圏近郊緑地保全法（昭和 41 年法律第 101 号）第 5 条第 1 項、近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和 42 年法律第 103 号）第 6 条第 1 項に規定する近郊緑地特別保全地区を含む。以下「特別緑地保全地区」という。）内の土地のうち山林の評価は、当該土地が

特別緑地保全地区として定められていないとした場合の価額の2分の1に相当する価額によつて、宅地等の評価は、当該土地が特別緑地保全地区として定められていないとした場合の価額に、当該土地の総地積に対する樹木の生育している部分の地積の割合に応じて、「画地計算法」(別表第3)の「掛け地補正率表」(附表7)を適用した場合に得られる補正率を乗じた価額によつてその価額を求める方法によるものとする。

三 大規模工場用地の評価

(略)

四 保安空地等の評価

法令の規定に基づいて、公共の危害防止のために著しく広大な土地を保安上保有すべきことを義務づけられている者の所有する土地で総務大臣が定めるものの評価は、附近の類似の土地の価額の2分の1に相当する価額によつて、その価額を求める方法によるものとする。

Ⅱ 財産評価基準における地目別の評価

第5節 原野及び原野の上に存する権利

(純原野の評価)

58 純原野の価額は、その原野の固定資産税評価額に、状況の類似する地域ごとに、その地域にある原野の売買実例価額、精通者意見価格等を基として国税局長の定める倍率を乗じて計算した金額によって評価する。(昭 41 直資 3-19 改正)

(中間原野の評価)

58-2 中間原野の価額は、その原野の固定資産税評価額に、地価事情の類似する地域ごとに、その地域にある原野の売買実例価額、精通者意見価格等を基として国税局長の定める倍率を乗じて計算した金額によって評価する。(昭 41 直資 3-19 追加、昭 45 直資 3-13 改正)

第6節 牧場及び牧場の上に存する権利

(牧場及び牧場の上に存する権利の評価)

61 牧場及び牧場の上に存する権利の価額は、7-2《評価単位》及び 57《評価の方式》から前項までの定めを準用して評価する。(平 11 課評 2-12 外改正)

第7節 池沼及び池沼の上に存する権利

(池沼及び池沼の上に存する権利の評価)

62 池沼及び池沼の上に存する権利の価額は、7-2《評価単位》及び 57《評価の方式》から 60-4《土地の上に存する権利が競合する場合の賃借権又は地上権の評価》までの定めを準用して評価する。(平 3 課評 2-4 外・平 11 課評 2-12 外改正)

第9節 鉱泉地及び鉱泉地の上に存する権利

(鉱泉地の評価)

69 鉱泉地の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。ただし、湯温、ゆう出量等に急激な変化が生じたこと等から、次に掲げるところにより評価することが適当でないと認められる鉱泉地については、その鉱泉地と状況の類似する鉱泉地の価額若しくは売買実例価額又は精通者意見価格等を参照して求めた金額によって評価する。

(昭 41 直資 3-19・平 12 課評 2-4 外改正)

(1) 状況が類似する温泉地又は地域ごとに、その温泉地又はその地域に存する鉱泉地の売買実例価額、精通者意見価格、その鉱泉地の鉱泉を利用する温泉地の地価事情、その鉱泉地と状況が類似する鉱泉地の価額等を基として国税局長が鉱泉地の固定資産税評価額に乘すべき一定の倍率を定めている場合 その鉱泉地の固定資産税評価額にその倍率を乗じて計算した金額によって評価する。

(2) (1)以外の場合 その鉱泉地の固定資産税評価額に、次の割合を乗じて計算した金額によって評価する。

鉱泉地の評価の算式

$$\frac{\text{その鉱泉地の鉱泉を利用する宅地の課税時期における価額}}{\text{その鉱泉地の鉱泉を利用する宅地のその鉱泉地の固定資産税評価額の評定の基準となった日における価額}}$$

(注) 固定資産税評価額の評定の基準となった日とは、通常、各基準年度（地方税法第341条「固定資産税に関する用語の意義」第6号に規定する年度をいう。）の初日の属する年の前年1月1日となることに留意する。

第10節 雜種地及び雑種地の上に存する権利

(雑種地の評価)

82 雜種地の価額は、原則として、その雑種地と状況が類似する付近の土地についてこの通達の定めるところにより評価した1平方メートル当たりの価額を基とし、その土地とその雑種地との位置、形状等の条件の差を考慮して評定した価額に、その雑種地の地積を乗じて計算した金額によって評価する。

ただし、その雑種地の固定資産税評価額に、状況の類似する地域ごとに、その地域にある雑種地の売買実例価額、精通者意見価格等を基として国税局長の定める倍率を乗じて計算した金額によって評価することができるものとし、その倍率が定められている地域にある雑種地の価額は、その雑種地の固定資産税評価額にその倍率を乗じて計算した金額によって評価する。（昭41直資3-19・平3課評2-4外改正）

(ゴルフ場の用に供されている土地の評価)

83 ゴルフ場の用に供されている土地（以下「ゴルフ場用地」という。）の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。（平3課評2-4外・平11課評2-2外・平16課評2-7外改正）

(1) 市街化区域及びそれに近接する地域にあるゴルフ場用地の価額は、そのゴルフ場用地が宅地であるとした場合の1平方メートル当たりの価額にそのゴルフ場用地の地積を乗じて計算した金額の100分の60に相当する金額から、そのゴルフ場用地を宅地に造成する場合において通常必要と認められる1平方メートル当たりの造成費に相当する金額として国税局長の定める金額にそのゴルフ場用地の地積を乗じて計算した金額を控除した価額によって評価する。

(注) そのゴルフ場用地が宅地であるとした場合の1平方メートル当たりの価額は、そのゴルフ場用地が路線価地域にある場合には、そのゴルフ場用地の周囲に付されている路線価をそのゴルフ場用地に接する距離によって加重平均した金額によるこ

とができるものとし、倍率地域にある場合には、そのゴルフ場用地の1平方メートル当たりの固定資産税評価額（固定資産税評価額を土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録された地積で除して求めた額）にゴルフ場用地ごとに不動産鑑定士等による鑑定評価額、精通者意見価格等を基として国税局長の定める倍率を乗じて計算した金額によるものとする。

(2) (1)以外の地域にあるゴルフ場用地の価額は、そのゴルフ場用地の固定資産税評価額に、一定の地域ごとに不動産鑑定士等による鑑定評価額、精通者意見価格等を基として国税局長の定める倍率を乗じて計算した金額によって評価する。

(遊園地等の用に供されている土地の評価)

83-2 遊園地、運動場、競馬場その他これらに類似する施設（以下「遊園地等」という。）の用に供されている土地の価額は、原則として、82((雑種地の評価))の定めを準用して評価する。

ただし、その規模等の状況から前項に定めるゴルフ場用地と同様に評価することが相当と認められる遊園地等の用に供されている土地の価額は、前項の定めを準用して評価するものとする。この場合において、同項の(1)に定める造成費に相当する金額については、49((市街地山林の評価))の定めにより国税局長が定める金額とする。（平3課評2-4外追加・平16課評2-7外改正）

(鉄軌道用地の評価)

84 鉄道又は軌道の用に供する土地（以下「鉄軌道用地」という。）の価額は、その鉄軌道用地に沿接する土地の価額の3分の1に相当する金額によって評価する。この場合における「その鉄軌道用地に沿接する土地の価額」は、その鉄軌道用地をその沿接する土地の地目、価額の相違等に基づいて区分し、その区分した鉄軌道用地に沿接するそれぞれの土地の価額を考慮して評定した価額の合計額による。（昭41直資3-19・昭48直資3-33改正）

